

資料 2-1

# 雇用の場の確保

(農業)

## 浪江町内での農作物の試験・実証の取組について

### 1. 浪江町内での営農再開の状況について

町内での営農の可否については、内閣府原子力被災者生活支援チームから出されている「避難指示区域における活動について」（平成 27 年 6 月 19 日改定）の中で示されており、避難指示解除準備区域および居住制限区域では営農が可能となっています。

避難指示区域の見直しがされた 25 年度から、避難指示解除準備区域内で農業法人 1 軒が営農再開を行っています。当該法人は、25 年度に鶏卵、26 年度に花卉（トルコギキョウ・ストック・カンパニュラ）、27 年度から野菜（大根・荏胡麻）の出荷・販売を行っています。また、27 年度から居住制限区域で 2 軒の農家が米の出荷・販売を開始しています。

### 2. 町内での農作物の安全確認について

#### I 米についての取組み

##### 【平成 26 年度】

浪江町内で除染が完了した酒田地区（居住制限区域）の田で、震災後初の安全確認のための実証栽培を実施いたしました。実証の結果は、収穫された米 236 袋（クズ米を除く）全て食品基準値の放射性セシウム  $100\text{Bq/kg}$  以下の検出限界未満でした。

収穫された米については、安全 PR のために官公署や東京大学の食堂での提供されたほか、鈴木酒造の協力の基で日本酒へ加工し、出来たお酒は常磐自動車道の開通イベントで安倍晋三内閣総理大臣をはじめとした来賓の方へ記念品として贈られました。

##### 【平成 27 年度】

前年度浪江町産米の安全が確認されたため、前年実証を行ったほ場で販売目的にした実証栽培を実施しました。実証の結果は、収穫された米は全て食品基準値の放射性セシウム  $100\text{Bq/kg}$  以下でした。ほぼ全量の 196 袋で検出限界未満でしたが、 $14\text{Bq/kg}$ 、 $19\text{Bq/kg}$ 、 $30\text{Bq/kg}$ 、 $51\text{Bq/kg}$  が各 1 袋ずつ検出されました。発生原因については、乾燥調製時の埃の混入が疑われています。今回得られた課題について、今後協力農家と県の研究機関等との連携を密にして、より安全な米の生産について努めていく予定です。

また、検出限界以下の安全が確認された米については、東京大学の食堂で買上げされたほか、合資会社旭屋により一般への販売が行われました。このほか 26 年度に引き続き、鈴木酒造での日本酒の加工を行い、避難者を受け入れいただいている各自治体の長へ感謝の記念品として贈られる予定です。

## 【米の安全確保のための生産・検査体制について】

浪江町では26年度から避難指示解除準備区域および居住制限区域が作付再開準備の対象地域に指定されており、水稻の実証栽培が可能となっています。作付にあたっては県と町の管理計画のもとで、放射性物質の吸収抑制対策や交差汚染防止対策の実施、放射性物質の検査等の安全確保に必要な取組を行っています。

収穫された米は全て全量全袋検査を実施し、放射性セシウムの基準値 100Bq/kg を下回った米は出荷・流通が可能になります。検査された袋には全て米袋識別コードラベルが貼られることになっており、検査の結果をふくしまの恵み安全対策協議会のホームページで確認することができます。なお、基準値を超えた米については、隔離・保管を行うため市場には流通しない仕組みとなっています。

26年および27年産の浪江町の米は川内村の検査場で全量全袋検査を実施しています。しかし、今後検査対象の米が増えてくることが予想されるため、他の自治体の検査場では受け入れ出来なくなることが課題となっています。そこで、水稻の本格的な作付再開を見込む30年の秋までに、町内にカントリーエレベーター及び米倉庫、全量全袋検査の検査機器の整備導入を行っていく予定です。

## 【放射性物質への具体的な対策について】

### ①放射性セシウム吸収抑制対策

#### ・カリ肥料の施肥

米の放射性セシウムの吸収を抑制するためには、生育初期に土壤中の交換性カリ含量を高めることが重要です（作付前の水田土壤における交換性カリ含量の改善目標値 25mg／乾土 100g 以上）。地域の土壤を分析し、最も低い交換性カリ含有量の値等を踏まえて塩化カリの施肥量を決め、慣行の基肥に追加して施肥を行います。

カリ肥料の追加施肥については、福島県営農再開支援事業（放射性物質の吸収抑制対策）により10万円/10aを上限に定額で補助があります。（大豆・そば・牧草についてもカリ肥料の同額の補助が受けられます）

### ②放射性セシウムの交差汚染防止対策

#### ・収穫乾燥調製における汚染防止

収穫・乾燥調整を行う過程で、放射性セシウムを含むゴミや埃などが付着し玄米が汚染されることがあります。このため、粉碎機や選別・計量機を原発事故後にはじめて使用する場合には、通常の清掃に加え、粉や玄米を投入して一定時間運転する「とも洗い」が必要で、これにより、機械内部のゴミや埃を除去することができます。

「とも洗い」に使用する米については、福島県営農再開支援事業（放射性物質の交差汚染防止対策）により、震災後初めて使用する粉碎機および選別計量器、1組あたり2万円/玄米60kgの補助があります。（粉碎機のみの場合でも同額補助、選別計量器のみの場合は1万円/玄米30kgを補助）

## II 野菜についての取組み（制限品目）

震災以降、放射性物質検査で基準値を超過し国や県から摂取・出荷等が制限されている品目があります。平成27年12月17日現在浪江町内では5品目（※1）が制限されています。

これら品目の制限解除のための事前試験を25年度から段階的にほ場の数を増やしながら実施しています。町内での除染の進捗等に併せながら、25年度1箇所、26年度2箇所、27年度5箇所実施してきました。これまでの試験の検査結果は、全て放射性セシウムの食品基準値以下となっています。28年度はほ場の数を増やし、制限解除のための本試験を行う予定です。

### ※1 浪江町での野菜の摂取・出荷等制限品目（H27.12.8）

結球性葉菜類	葉物野菜の中で葉が丸く固まった形状の野菜 キャベツ、ハクサイ等	摂取・出荷制限
非結球性葉菜類	葉物野菜の中で葉が広がった形状の野菜 ホウレンソウ、コマツナ等	摂取・出荷制限
アブラナ科花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー等	摂取・出荷制限
カブ	コカブ、赤カブ、聖護院カブ等	摂取・出荷制限
トウガラシ	トウガラシ	収穫制限

## III 野菜についての取組み（非制限品目）

現在、摂取や出荷等の制限がされている品目以外のものについては、出荷・流通させることが可能ですが。ただし、原発事故後に初めて出荷する品目やこれまで検査実績の無い品目については、県が行う緊急時環境放射線モニタリングを受ける必要があります。検査は事前確認検査と出荷確認検査の2回行います。その後収穫期間中に週1回以上確認の検査を行います。検査の結果は福島県のホームページで公表されています。なお、モニタリング検査で基準値（※2）を超えた農産物については、国や県による摂取や出荷等の制限がかかり、当該産地の品目が市場へ出まわらない仕組みとなっています。

浪江町内では、浪江町営農再開を目指す会が北幾世橋地区（避難指示解除準備区域）で26年度より県の緊急時環境放射線モニタリングによる野菜の実証栽培をおこなっています。これまでに、ダイコン・ニンジン・ネギ・ジャガイモ・カボチャ・ナガイモの6品目について食品の放射性セシウムの基準値以下の検出限界未満であることが確認されました。

浪江町営農再開を目指す会では27年度から、町内産野菜の安全PRのために「ふたばワールド」の鍋の材料への提供や、ローソン浪江町役場前店の開店1周年イベント等での配布の活動を行っています。

### ※2 食品中の放射性セシウムの基準値 単位 [Bq/kg]

食品群	一般食品	乳幼児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

#### IV 小麦についての取組み

町内では農業用水に係るインフラの復旧に時間要する状況であり、水が無くても栽培可能な土地利用型の品目として転作作物の麦が注目されています。そこで、26年から27年にかけて麦の実証栽培を酒田地区で実施しました。実証の結果は放射性セシウムの食品基準値を下回る24Bq/kgでした。同年度に収穫された幾世橋地区の農家の小麦は2Bq/kgであり、比較すると実証の小麦は高めの値が出ています。原因については、乾燥機内での交差汚染が疑われています。今後、協力農家と県等の研究機関と連携をしながら、より安全な小麦の生産に努めていきます。

なお、収量については321kg/10aであり、東北地方の平均反収の226kg/10aを上回り、懸念されていた赤かび病の発生も見られなかったことから、今後米に変わる土地利用型の品目として有望と考えられます。

また、今回収穫された小麦は合資会社旭屋の協力をいただきながら生うどんの加工を行いました。うどんは27年度の稻刈りの際に環境省等への来賓へ贈られました。今後、うどんや中華麺等、町内の事業者と生産者が連携した6次化の取組みを推進していきます。

#### V 飼料作物についての取組み

避難指示解除後の畜産の再開のために、27年度に高瀬地区で飼料作物のデントコーンの安全確認のための試験栽培を行いました。実証の結果は牛及び馬用飼料の放射性セシウムの暫定供用値(※3)である100Bq/kg以下の4Bq/kgでした。収量は生草で7.7t/10a、乾燥重量で1.9t/10aで県酪農・肉用牛生産近代化計画の生産目標の5.0t(生草)を上回る収量が得られることが確認できました。

デントコーンは米に比べて大幅に投下労働時間が少なく済むため、面積を拡大しやすい品目です。自給飼料としてのサイレージ目的以外でも、現在海外産のデントコーンの子実の価格が上昇していることから、子実での販売の可能性も期待されます。農地の耕作管理の品目として有望と考えられます。

また、デントコーンの試験後には牧草のイタリアングラスとオーチャードグラスの種を播種しており、28年度収穫を予定しています。今後これらの試験の結果をもとに、畜産再開を目指す農家の営農再開を支援して行きます。

※3 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値 単位 [Bq/kg]

飼料の対象	牛及び馬	豚	家きん	養殖魚
暫定許容値	100	80	160	40

### 3. 新たな農業への転換への取組み

#### I 花卉についての取組み

26年度より幾世橋地区で花卉の実証栽培を実施しています。食用でない花卉は風評への影響を受けにくい品目として注目されています。26年の実証では、トルコギキョウ、カンパニュラ等の周年栽培および浜通り平坦部のリンドウ栽培の実証を行いました。実証の結果、浜通り特有の冬場の豊富な日照を利用した作型が可能なことが確認できたほか、標高の低い浪江の平野部でも市場で評価される品質の花が栽培可能なことが明らかになりました。栽培された花卉は東京の大田市場等に出荷され、他の産地と遜色の無い価格で販売されました。現在、浪江町ではトルコギキョウ、ストック、カンパニュラ、ヒマワリ、リンドウの5種類の花が出荷販売されています。

花卉は取引単価が高く、風評への影響が無いことから、営農再開する上で取り組みやすい品目として注目しています。27年度には花卉栽培をきっかけに営農再開を目指す農家を中心に、浪江町花卉研究会が立ち上りました。個々の農家の営農再開の計画策定や町全体の花を通じた町づくりのビジョンについて作成を行っています。今後も研究会の意見をいただきながら町の花卉振興を進めています。

## 避難指示区域内における活動について

平成27年6月19日改訂版  
原子力被災者生活支援チーム

平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域について、現在、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰還困難区域」の3つの区域に見直されています。

本紙は、これらの区域における活動の留意点について、整理したものです。

## 見直し後の避難指示区域について

### 【避難指示解除準備区域】

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認（各市町村の初回の区域見直し時は平成24年3月時点の当該線量を基に確認）された地域です。

同区域は、当面の間は引き続き避難指示が継続されることになりますが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域です。

### 【居住制限区域】

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認（各市町村の初回の区域見直し時は平成24年3月時点の当該線量を基に確認）された地域です。

同区域は、将来的には住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域です。

### 【帰還困難区域】

事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域が相当します。

## 各区域共通の留意点

避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域についても引き続き避難指示が出されております。関係者以外の方の立入りはご遠慮いただくとともに、立入りの際の安全・安心確保のため、特に以下の点にご留意ください。

- ① 道路・信号の復旧状況は地域によって異なります。車を運転される際には十分にお気を付けください。
- ② 区域内で保管されていた飲食物は、区域からの持出しを含めて飲食・利用しないようお願いします。
- ③ 原則、区域内での宿泊はできません。
- ④ 区域内で喫煙や火器を使用する作業を行う場合には、火の取り扱いに十分お気を付けください。  
また、ご不在時など電気を使用しない場合には、ご自宅、事業所のブレーカーのレバーを下げてください。
- ⑤ 感電のおそれがありますので、切れた電線に近づいたり、触れたりしないでください。  
また、ご不在時など電気を使用しない場合には、ご自宅、事業所のブレーカーのレバーを下げてください。
- ⑥ 震災の影響によりガス漏れなどの恐れがあります。LPGガスをご使用の際は、お取引されているLPGガス販売店の点検を受けてからお使いください。  
また、路上などで放置されているLPGガスボンベなどの高圧ガスボンベを発見した場合には、ガスが漏れている可能性があり危険ですので、できるだけ近寄ったり、触れたりせず、最寄のLPGガス販売店または一般高圧ガス協会（6ページをご参照）にご連絡ください。
- ⑦ 貴重品などの大切なものをご自宅や事業所内に残さないようにするとともに、戸締まりをしっかりと行ってください。

## 避難指示解除準備区域の留意点

「避難指示解除準備区域」では、以下の活動ができます。

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅  
※住民による自宅などの片付けや、修繕、改築及び新築(以下「修繕等」という。)を含みますが、宿泊はできません。
- ③ 公益を目的とした立入り(注1)  
※除染、防災・防犯(見回り)、公的インフラの復旧(電気、ガス、水道、通信など)、農地の保全管理を目的とした立入りなど。
- ④ 復旧・復興に不可欠な、区域内の事業所の再開又は新設を伴う事業(以下単に「事業」という。)(注1)  
※金融機関(郵便局・農協の金融サービスを含む。)、廃棄物処理、ガソリンスタンドなど。
- ⑤ 復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者などを対象とした事業(注1)  
※小規模小売店、食堂、診療所(入院を除く。)などについては、防災・防犯などに留意することを前提に、市町村長の判断のもとで事業ができます。
- ⑥ 製造業など居住者を対象としない事業(注1)
- ⑦ 営農・営林(注1)(注2)
- ⑧ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り(注1)  
※事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入りなど。

「避難指示解除準備区域」では、原則、以下の活動ができません。

- ① 本区域内での宿泊(特例宿泊等※の制度に基づく宿泊を除く。)  
※一定の要件を満たす、年末年始やお盆等の特例宿泊、ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊等。
- ② 本区域外からの集客を主とする事業  
※本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業など。
- ③ 本区域内での宿泊者(特例宿泊等の制度に基づく宿泊者を除く。)の存在を前提に実施される事業

この区域においては、スクリーニングや線量管理などは原則として義務づけられておりませんが、希望される方については、スクリーニングや線量計の貸出しを実施することとしています。

注1・注2 5ページをご覧ください。

## 居住制限区域の留意点

「居住制限区域」では、以下の活動ができます。

区域見直しを行った時点から空間線量は低下していますが、居住制限区域内において、地域によっては引き続き空間線量率から推定される年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれもあり、こうした地域では、不要な被ばくを防ぐために、不要不急の立入りは控え、用事が終わったら速やかに退出してください。

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅  
※住民による自宅などの片付けや修繕等を含みますが、宿泊はできません。
- ③ 公益を目的とした立入り(注1)  
※除染、防災・防犯(見回り)、公的インフラの復旧(電気、ガス、水道、通信など)、農地の保全管理を目的とした立入りなど。
- ④ 以下の事業のうち、別添の手続きにより例外的に認められたもの
  - ・復旧・復興に不可欠な事業
  - ・復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者などを対象とした事業
  - ・製造業など居住者を対象としない事業
  - ・営農
- ⑤ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り(注1)  
※事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入りなど。

「居住制限区域」では、原則、以下の活動ができません。

- ① 本区域内での宿泊(特例宿泊等の制度に基づく宿泊を除く。)
- ② 本区域外からの集客を主とする事業  
※本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業など。
- ③ 本区域内での宿泊者(特例宿泊等の制度に基づく宿泊者を除く。)の存在を前提に実施される事業

この区域においては、一時的な帰宅、立入りの場合、スクリーニングや線量管理などは原則として義務づけられておりませんが、希望される方については、スクリーニングや線量計の貸出しを実施することとしています。

なお、現時点での空間線量率から推定される年間積算線量が依然として年間20ミリシーベルトを超えるおそれのある地域では、以下の点に注意することにより、受ける放射線の量を低減することが期待されます。

- i) 屋外での滞在や作業はできるだけお控えください。  
(徒歩で移動する場合には、短時間にし、なるべく車を利用するなど。)
- ii) 通常の服装(夏季であれば薄着)でも問題ありませんが、気になるようでしたらマスクを着用してください。
- iii) 河川水、雨水は飲用に用いないでください。
- iv) 蛇口からの上水については、水道事業管理者の指示に従えば飲用していただいて構いません。
- v) 屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをしてください。
- vi) 土や砂が口に入った場合にはよくうがいをしてください。
- vii) 屋内に入るときには、靴の泥をできるだけ落としてください。
- viii) 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉めてください。  
ただし、しばらく人が立ち入っていない場合は室内の温度が高温になっている場合がありますので、暑さ対策として風の吹き込まない窓を開け、必要な時間、換気をしてください。
- ix) 屋外での喫煙、飲食などを避けてください。
- x) 屋外に保管してあったもの(自転車、三輪車など)を運び出す際には、洗浄するか拭き取ってください。

注1 5ページをご覧ください。

## 帰還困難区域の留意点

帰還困難区域は、区域見直しを行った時点の放射線量が非常に高いレベルにあるとされたことから、区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民の方に対して避難の徹底を求めております。

その場合でも、例外的に、可能な限り住民の方の意向に配慮した形で一時立入りを実施していきます(その際、引越し業者や修繕等業者を帯同することもできます。)。

なお、一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し、個人線量管理や防護装備を着用することが求められます。

また、被災地域の復旧・復興に資するため、一定の要件に該当する場合は、指定された帰還困難区域の道路を通過することができます。(注3)

さらに、復旧・復興に不可欠な事業であって、別添の手続きにより認められたものを実施することができます。

**注1** 区域内において、①放射性物質の除染作業及び②除去土壤・汚染廃棄物(1万Bq/kgを超えるもの)の収集・運搬・保管を実施する事業者、また、生活基盤の復旧作業等で、③特定汚染土壤等取扱業務(1万Bq/kg超の汚染土壤等を取り扱う業務)や④特定線量下業務( $2.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 超の場所における業務)を実施する事業者(労働者を使用する事業者)の方は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)で規定される線量管理の措置等を実施しなければなりません。

規則の内容をわかりやすくまとめた、厚生労働省の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」や「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が定められていますので、詳しくは以下のウェブページをご覧ください。

なお、労働者を使用しない自営業者、個人事業者についても、両ガイドラインに基づき、線量管理等の措置を実施する必要があります。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120118-01.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120625-3.pdf>

また、事業や作業に伴う廃棄物の処理にも留意してください。

**注2** 営農については、品目によって、出荷制限等の対象となっているものや、出荷再開に当たつて検査が必要となるものがありますので、あらかじめ当該地域における状況を確認してください。また、稲の作付については、「米の作付等に関する方針」に基づき、毎年、地域ごとに実施可能な取組内容が定められていますので、あらかじめ当該地域で実施可能な取組内容を確認してください。さらに、営農の実施にあたっては、除染の動向などにも留意してください。

**注3** 通過交通の詳細については、以下のウェブページをご覧ください。

[http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20150219\\_01a.pdf](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20150219_01a.pdf)

※ 警察・消防は区域の防犯・防火のため、各区域で活動を行っております。

## 各種お知らせ・お問い合わせ先

- 原子力災害全般に関するお問い合わせ  
原子力規制委員会 原子力規制庁  
政策評価・広聴広報課 コールセンター 電話 03-5114-2190  
平日午前8時30分～午後8時、土曜午前9時～午後6時
- 原子力損害の補償に関するお問い合わせ  
東京電力福島原子力補償相談室(コールセンター) 電話 0120-926-404
- 電気関係で困った際のお問い合わせ  
東北電力コールセンター 電話 0120-175-366  
(停電・緊急時のお問い合わせの番号になります)
- LPガスに関するお問い合わせ  
社団法人福島県エルピーガス協会 電話 024-593-2161  
福島県エルピーガス協会相双支部 電話 0244-22-1141
- LPガス以外の高圧ガスボンベに関するお問い合わせ  
福島県一般高圧ガス協会 電話 024-942-8731
- 除染電離則等に関するお問い合わせ  
福島労働局 電話 024-536-4602  
労働基準監督署(福島) 電話 024-536-4610  
労働基準監督署(郡山) 電話 024-922-1370  
労働基準監督署(相馬) 電話 0244-36-4175  
労働基準監督署(富岡) 電話 0246-35-0050
- 東日本大震災に関する情報  
政府公報オンライン  
<http://www.gov-online.go.jp/sp/shinsai/index.html>
- 「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の設定状況  
<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#shiji>
- 「ふれあいニュースレター」  
(被災市町村から県内外に避難されている方々へ向けた、国からの情報提供)  
[http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info\\_fureai\\_letter](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter)
- 帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する情報  
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20140217175933.html>  
※個別の施策についてのお問い合わせは、担当省庁までお願いします（担当省庁が御不明な場合は復興庁（電話：03-5545-7230）にお問い合わせいただければ、関係省庁にお繋ぎします）。

## 浪江町産の穀類から放射性セシウムが検出された原因の調査結果

平成27年12月3日  
双葉農業普及所

平成27年産の浪江町酒田地区で試験栽培・実証栽培された小麦及び玄米より、食品の基準値100Bq/kg以下ではあるものの、放射性セシウムが検出された。

生産者への聞き取り等により原因を調査したところ、放射性セシウムの土壤から作物への移行よりも、乾燥・調製工程での放射性物質を含む埃等の小麦や玄米への付着が原因の可能性が高いと考えられた。

## 1 小麦

## (1) 放射性セシウム濃度（緊急時環境放射線モニタリング結果）

- 24Bq/kg

## (2) 調査の結果

- 放射性セシウム吸収抑制対策は「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」に準じて実施した（土壤中の交換性カリ含量を高めるため基肥を施用）。
- コンバイン及び選別計量機は平成26年に使用実績があった。
- 乾燥機（半屋外に設置）及び粉すり機は原発事故以降の使用実績がなかったため、水稻に準じた交差汚染防止対策を実施した。具体的な対策としては、機械を通常の手順で清掃するとともに、粉すり機から最初に排出された小麦2袋を隔離した。また、最初に袋詰めされたふるい下麦2袋も自動的に隔離した。
- 交差汚染防止対策により隔離した「粉すり機から最初に排出された小麦」のからは、食品の基準値以下ではあるものの、高い放射性セシウムが検出された。
- いずれのサンプルも異物の混入は肉眼では確認できなかったが、洗浄すると放射性セシウム濃度が低下したため、放射性セシウムを含む埃等が小麦に付着していたと考えられた。
- 乾燥機通過後の小麦は乾燥機通過前（コンバイン直取り）と比較して、放射性セシウム濃度が高い傾向にあり、乾燥機内で放射性セシウムを含む埃等が付着した可能性が考えられた。

## (3) 対策

- 水稻に準じた交差汚染防止対策の徹底（機械の通常の清掃、機械のとも洗い等）。
- 以前に交差汚染防止対策を実施した機械であっても、毎年使用前には通常の清掃を徹底し、詰まりやすいラインは特に注意する。
- ふるい下麦は製品麦に比べて放射性セシウムが検出されやすいと考えられるため、ゴミや土等の異物の混入に注意して調製作業を行う。
- 出荷前の緊急時環境放射線モニタリング受検による安全確認の徹底。
- Na I等による自主的な安全確認の実施。

## 2 玄米

## (1) 放射性セシウム濃度（全量全袋検査の結果）

- 同一ロットで袋詰めされた112袋中、51Bq/kg、30Bq/kg、19Bq/kg、14Bq/kgが各1袋、残り108袋は14Bq/kg（測定下限値）未満。

2-1-12

## (2) 調査の結果

当該米袋の生産者への聞き取り等により原因を調査したところ、乾燥・調製工程での放射性物質を含む埃等の玄米への付着が原因の可能性が高いと考えられたが、乾燥・調製作業は適切に行われており（不適切なところはなく）、埃が玄米へ付着した原因は判然としなかった。

調査結果は以下のとおり。

- 放射性セシウム吸収抑制対策は「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」に準じて実施した（土壤中の交換性カリ含量を高めるため塩化カリを基肥へ追加施用）。
- 乾燥機、粉すり機及び選別計量機は平成26年に使用実績があった。
- 異物の混入は肉眼では確認できなかったが、洗浄すると玄米の放射性セシウム濃度が低下したため、放射性物質を含む微細な埃等が玄米に付着していたと考えられた。
- 比較的高い値が検出された米袋は、作業の始めでもなく終わりでもなく、作業の中頃のものと考えられた。これは、ほぼ全量全袋検査用のバーコードラベルの番号順に袋詰めしたこと、複数種類の米袋を使用していたこと等から推測された。
- 生産者への聞き取りにおいて、放射性物質を含む埃が混入しそうな工程を強いて挙げていただいたところ、①乾燥した粉を一時貯留するホッパーの切り替え時（当該生産者はホッパーは2つ所持）、②休憩等によりストップしたラインを再始動させたときが考えられ、当該米袋を袋詰めした付近では②が該当したが、①や②が玄米の放射性セシウム濃度にどれほど影響するかは不明であった。

## (3) 対策

- 交差汚染防止対策の徹底（機械の通常の清掃、機械のとも洗い等）
- 以前に交差汚染防止対策を実施した機械であっても、毎年使用前には通常の清掃を徹底し、詰まりやすいラインは特に注意する。
- 米袋への異物の混入を確認した場合は速やかに隔離する（「3」にて後述）。
- 全量全袋検査を必ず受検し、万が一、高い放射性セシウムを含む米袋が確認された場合は、確実に隔離・廃棄する。
- 万が一、高い放射性セシウムが検出された米袋が確認された場合に、原因を追跡・特定できるよう、作業記録を残す（バーコードラベルの番号順に作業する、作業を中断した時点のラベル番号を記録する、トラブルがあった時点のラベル番号を記録する等）。

## 3 他市町村で玄米から高い放射性セシウムが検出された事例の紹介

### (1) ふるい下米へ異物が多量に混入したことによる交差汚染

→（対応策）米袋に異物（土、埃、虫、ネズミの糞等）が混入した場合は、速やかに乾燥調製作業のラインをストップして米袋の中身を確認し、必要に応じて隔離・廃棄する。

### (2) 避難指示区域から持ち出した乾燥・調製機械による交差汚染

→（対応策）避難指示区域から持ち出した乾燥・調製機械を、原発事故後初めて使用する場合は、交差汚染防止対策を確実に実施する。また、避難者から乾燥・調製機械を譲り受ける場合は、保管や使用の履歴を確認して、必要に応じて交差汚染防止対策を実施する。

## 米の作付等に関する方針

### 1. 避難指示区域の取扱い

#### ① 帰還困難区域

避難指示により区域内への立入りが制限されており、稻の作付・営農を行うことはできません。【作付制限】

#### ② 居住制限区域（※1）

避難指示により区域内での営農が制限されており、一般の生産者の作付けはできません。可能な範囲で除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を行います。【農地保全・試験栽培】

〔※1 地域の状況に応じて、作付再開準備を行うことも可能。〕

#### ③ 避難指示解除準備区域（※2）

営農の再開が可能であり、農地の除染等の状況に応じ、県及び市町村が管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培を行うことができます。

##### 【作付再開準備】

〔※2 役場機能の移転等避難の状況により、きめ細かな管理が困難な市町村では、農地保全・試験栽培を行うことも可能。  
また、除染の進捗状況によっては、全量生産出荷管理を行うことも可能。〕

### 2. 避難指示区域外の取扱い

#### ① 前年が作付再開準備の地域及び前年産米で基準値超過が検出された地域

吸収抑制対策を徹底しなければ基準値超過事例が発生する可能性が高いことから、県及び市町村が管理計画を策定し、吸収抑制対策を徹底した上で地域の米の全量を管理し、全袋検査を行います。【全量生産出荷管理】

#### ② 前年が全量生産出荷管理の地域であって前年産米で基準値超過が検出されなかった地域及び前年産米で 50 Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された地域（※3）

吸収抑制対策を徹底しなければ基準値超過事例が発生する可能性が否定できることから、県の管理の下、農家単位で吸収抑制対策を徹底するとともに、全戸検査を行います。【全戸生産出荷管理】

#### ③ その他の地域（※3）

必要に応じて吸収抑制対策を実施し、地域単位で抽出検査を行います。

〔※3 福島県では、稻を作付した農家を台帳に整理し、検査予定量等を把握した上で全袋検査を行うことで、順次出荷が可能。〕

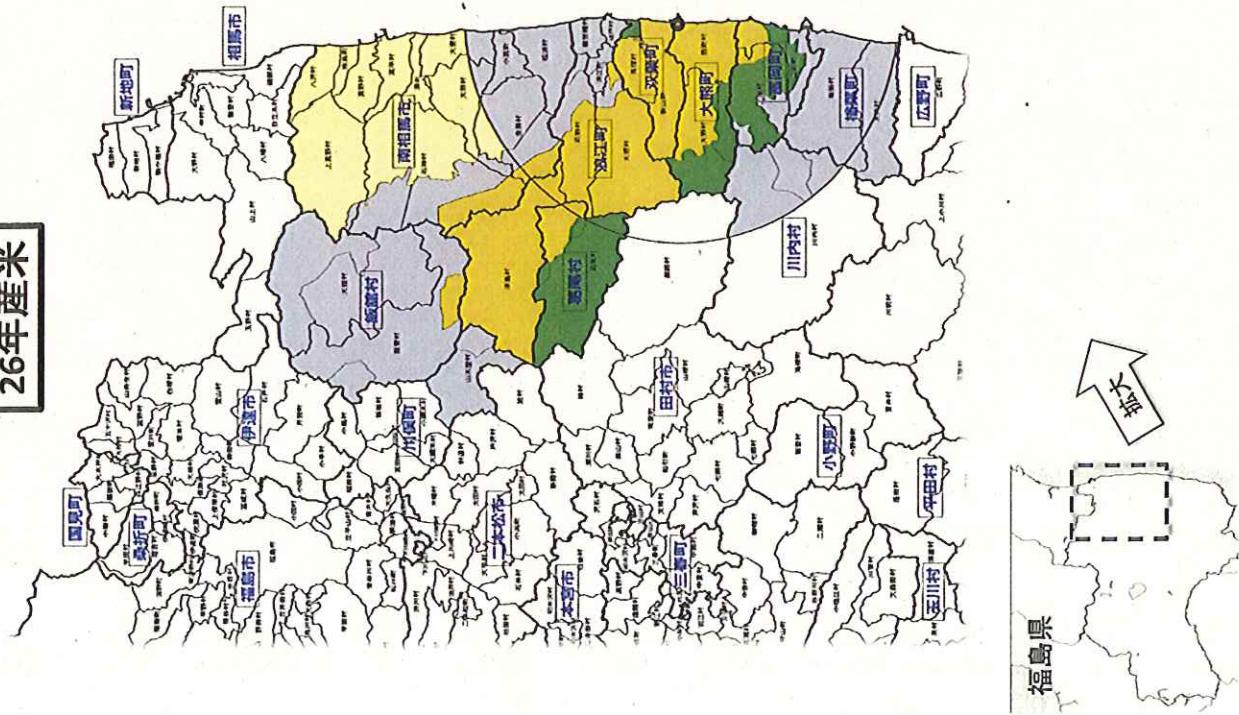
## 27年産米の作付制限等の対象地域

27年産の米の取扱い		対象地域
作付制限	立入が制限されており、作付・営農は不可	福島県 南相馬市： 帰還困難区域 富岡町： 帰還困難区域 大熊町： 帰還困難区域 双葉町： 帰還困難区域 浪江町： 帰還困難区域 葛尾村： 帰還困難区域 飯館村： 帰還困難区域
農地保全・試験栽培	営農が制限されており、除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施	福島県 富岡町： 居住制限区域 大熊町： 居住制限区域及び避難指示解除準備区域 双葉町： 避難指示解除準備区域
作付再開準備	管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施	福島県 南相馬市： 避難指示解除準備区域及び居住制限区域 川俣町： 避難指示解除準備区域及び居住制限区域 楢葉町： 全域 富岡町： 避難指示解除準備区域 川内村： 避難指示解除準備区域 浪江町： 避難指示解除準備区域及び居住制限区域 葛尾村： 居住制限区域及び避難指示解除準備区域 飯館村： 避難指示解除準備区域及び居住制限区域
全量生産出荷管理	管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策等を実施、もれなく検査（全量管理・全袋検査）し、順次出荷。	福島県 川内村： 避難指示区域以外の区域で平成26年10月1日に避難指示が解除された区域

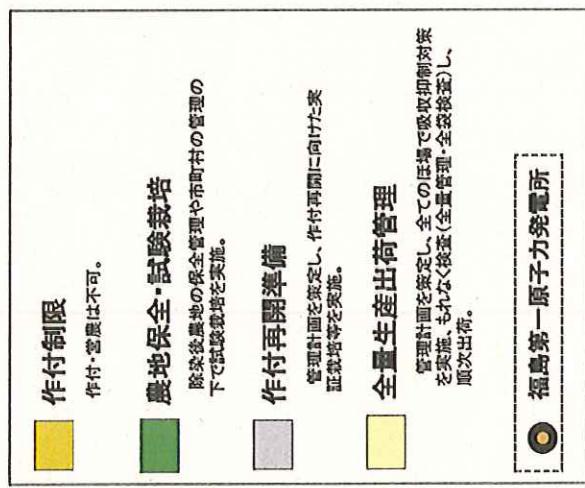
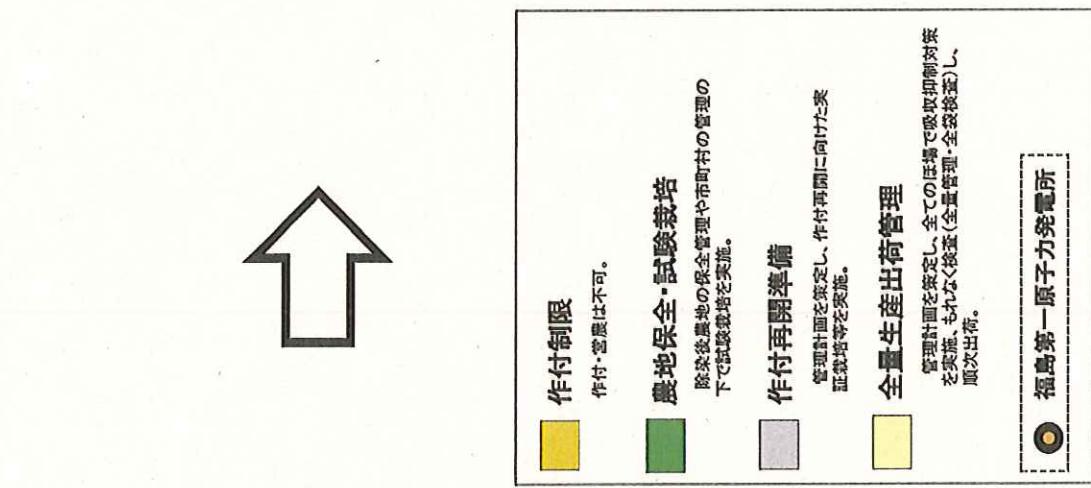
2-1-15

# 27年産米の作付制限等の対象地域（26年産との比較）

26年産米



27年産米



## 平成 27 年産米に関する福島県管理計画

福島県（以下「県」という。）は、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過する米が流通しないよう、対象区域において生産される平成 27 年産米について、本計画に基づき管理を行う。

市町村は、対象区域において生産される平成 27 年産米について本計画及び当該市町村が定めた管理計画（以下「市町村計画」という。）に基づき管理を行う。

### 1 本計画の対象区域

本計画の対象区域は、平成 27 年産米の以下の区域とし、対象区域で生産される平成 27 年産米について、ほ場毎に台帳を整備し必要な対策を徹底した上で、生産量の全量を把握して全袋検査を行う。

#### (1) 農地保全・試験栽培区域

試験栽培を行う以下の区域（ただし、生産物を試食等に供する予定の区域に限る。）  
該当なし

#### (2) 作付再開準備区域

作付再開に向けた実証栽培等を行う以下の区域

市町村名	対象区域
南相馬市	避難指示解除準備区域及び居住制限区域
川俣町	避難指示解除準備区域及び居住制限区域
楢葉町	全域
富岡町	避難指示解除準備区域
川内村	避難指示解除準備区域
浪江町	避難指示解除準備区域及び居住制限区域
葛尾村	避難指示解除準備区域及び居住制限区域
飯舘村	避難指示解除準備区域及び居住制限区域

#### (3) 全量生産出荷管理区域

全量生産出荷管理を行うことを前提に作付を再開する以下の区域

市町村名	対象区域
川内村	平成26年10月1日付けで避難指示解除準備区域が解除された区域

## 2 試験ほ場台帳及び水田管理台帳の整備

### (1) 試験ほ場台帳

市町村は、農地保全・試験栽培区域内で試験栽培として稻を作付したすべてのほ場について、1筆毎に生産者名、ほ場の地番、面積等を試験ほ場台帳に記載する。

また、市町村は、対象区域毎に、試験栽培を行う農家戸数、ほ場数及び作付面積をとりまとめ、県に提出する。

県は、農地保全・試験栽培区域における試験栽培の実施状況を取りまとめ、県ホームページ上で公表する。

### (2) 水田管理台帳

市町村は、地域農業再生協議会等と連携し、26年産米の水田管理台帳や営農計画書(兼)水稻共済細目書異動申告票、農業委員会の農地基本台帳等を活用し、作付再開準備区域及び全量生産出荷管理区域(以下「全量生産出荷管理区域等」という。)内で27年産稻を作付した全てのほ場について、生産者名、ほ場の地番、作付面積、作付品種等を記載し、併せて、27年産米の安全確保の観点から市町村が作付自粛を要請したほ場については、その旨を水田管理台帳に記載する。

また、市町村は、全量生産出荷管理区域等の旧市町村毎に、稻の作付を行う農家戸数、作付面積、予想収穫量等を取りまとめ、県に提出する。

県は、全量生産出荷管理区域等における27年産米の生産状況を取りまとめ、県ホームページ上で公表する。

### (別添) 対象区域における27年産米の生産状況

## 3 生産から収穫前の管理

### (1) 農地保全・試験栽培区域

#### ア 作付状況の確認

市町村は、7月末日までに、農地保全・試験栽培区域において、試験ほ場での作付状況や、試験ほ場台帳に記載されていないほ場での作付など不適切な作付がないか現地確認を実施する。

市町村は、確認の結果、面積等に変更が生じた場合は、試験ほ場台帳を修正し提出する。

なお、不適切な作付があった場合には、作付を行った者に対して栽培の中止等を指導する。

#### イ 放射性物質の吸収抑制対策等の徹底

市町村は、試食等に供する米については、全量生産出荷管理区域等に準じて放射性物質の吸収抑制対策や、放射性物質の交差汚染防止対策を徹底する。

### (2) 全量生産出荷管理区域等

#### ア 放射性物質の吸収抑制対策の徹底と確認

市町村は、県の技術対策指針を基本に、全量生産出荷管理区域等内のほ場の吸収

抑制対策の方法を定める。

また、市町村は、放射性物質吸収抑制対策確認票等を活用し、27年産稻を作付する全ての場で吸収抑制対策が実施されるよう徹底するとともに、確認票等により吸収抑制対策が実施されたことを確認し、水田管理台帳に記録する。

県は、全量生産出荷管理区域等における吸収抑制対策の取組に対し、必要な指導・支援を実施する。

#### イ 放射性物質の交差汚染防止対策の徹底

市町村は、「放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票」等を活用し、27年産稻を作付する全ての農家に交差汚染防止対策を徹底する。

また、市町村は、27年産稻の作付を行った農家の使用する乾燥・調製機器について、機器を介した異物の混入・付着による汚染の可能性があるかどうかを調査する。

調査の結果、対策が必要と認められた粋取り機及び選別計量機については、当該農家において、粋米及び玄米を使用してとも洗いを行うとともに、とも洗いにより生じた玄米を区分して保管し、市町村の指示により市町村の指定する保管場所に搬入する。

市町村は、農家が指定保管場所にとも洗いにより生じた玄米を搬入した際に、当該農家のとも洗い玄米量を確認の上、水田管理台帳に記入する。

#### ウ 生産・収穫情報の把握

市町村は、7月末日までに、農業共済組合の現地確認等を活用し、水田管理台帳に記載された水田での稻の作付の有無及び水田管理台帳に記載されていない作付が無いかを確認し、水田管理台帳に反映するとともに、水田管理台帳を県に提出する。

なお、確認の結果、作付面積、農家戸数に変更が生じた場合は、県に報告するとともに、県は別添を修正し、ホームページを更新する。

#### エ 生産者、集荷業者等への周知

県及び市町村は、関係機関・団体と連携の上、本計画及び市町村計画の内容について、生産者や集荷業者等に対し周知を図る。特に、全量生産出荷管理区域等の米穀が、当該地域で放射性物質の全量全袋検査を受検し、基準値以下であることが確認される前に、出荷販売、譲渡または消費されることが無いよう、以下のようならゆる機会を通じて生産者や集荷業者等に対し周知を図る。また、作付自粛を要請した場合について、当該生産者に対し周知を図る。

- 市町村やJA等の広報誌により周知
- 地域農業再生協議会等と連携し、ダイレクトメールによる生産者への周知
- テレビ・ラジオ等の県政広報番組や新聞等のマスメディアによる周知
- 食糧法に基づく届出事業者を対象とした通知（県内・県外）

### 4 収穫段階の管理

#### (1) 農地保全・試験栽培区域

##### ア 処分状況の管理

試験栽培の生産物は、原則、副産物も含め全て廃棄（市町村計画に基づく全量全袋検査により基準値以下であることが確認され、試食等に供されるものを除く。）

するため、市町村は、収穫後から廃棄するまでの間、隨時生産物の状況を把握し、試験ほ場台帳に記載して管理する。

#### イ 数量の確認（試食等に供する米）

市町村は、米の収穫後、保管場所等に出向き、試食等に供する米の数量を確認し、試食等に供する米に米袋識別コードラベルを貼付する。

また、確認した数量を試験ほ場台帳に記載するとともに、試食等に供されるまでの間、随时生産物の状況を把握し、出荷販売されることのないよう管理を徹底する。

### （2）全量生産出荷管理区域等

#### ア 乾燥・調製・保管場所等の把握

市町村は、収穫開始までに、管理日誌等を活用し、全量生産出荷管理区域等内で27年産稻を作付したほ場毎の収穫時期、乾燥・調製場所、乾燥・調製後の保管場所等を把握し、水田管理台帳に記載する。

#### イ 生産量の全量把握

市町村は、地域協議会（全量全袋検査を実施するため、市町村や関係機関・団体、集荷業者等で構成する協議会）等と連携し、農家毎に米袋識別コードラベルを配布し、農家が自家保有米を含む全ての米袋にラベルを貼付するよう徹底する。

市町村は、米の保管場所等において、農家毎に生産された全ての米袋の数を把握して、水田管理台帳の予想収穫量との整合性を確認する。その結果を水田管理台帳に記録する。

また、ほ場毎の収穫時期、乾燥・調製場所等が、あらかじめ生産者から提出された管理日誌の内容と異なる場合には、水田管理台帳を修正する。それに伴い本計画の別添に変更が生じた場合には、県は別添を修正し、ホームページを更新する。

なお、市町村は、生産数量確認を行った米袋について、検査が行われるまで保管場所で保管するよう生産者等に指導する。

#### ウ 交差汚染防止対策の確認

市町村は、収穫・調製後、農家毎に生産量の確認をする際に、放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票を回収するなどにより、各農家が対策を実施したことを見認し、水田管理台帳に記載する。

#### エ 共同乾燥施設等での管理

共同乾燥施設等では、複数の生産者の米袋が集まることから、県及び市町村は、検査済みの米袋と未検査の米袋、あるいは異なる乾燥ロットの米袋が混合することを防ぐため、保管場所を区分する等の取組を行うよう、施設の管理者を指導する。

## 5 米の放射性物質検査

県は、全量生産出荷管理区域等内で生産された27年産米については、出荷販売する米だけでなく、飯米・縁故米を含めた全量全袋を対象として、厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に基づき放射性セシウムのスクリーニング検査を実施する。

スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベルを超えた米については、県が、ゲ

ルマニウム半導体検出器による詳細な検査（以下「詳細検査」という。）を実施する。  
なお、農地保全・試験栽培区域内で生産され、試食等に供する米についても同様に検査を実施する。

### （1）スクリーニング検査の管理

#### ア 検査の実施体制

県は、全量全袋検査に携わる者が検査方法に関して必要な知識を有するよう、検査業務研修会を開催するとともに、県の研修会を受講し修了証の交付を受けた地域協議会の職員又は協議会構成団体の職員等を検査員として委嘱し、検査員の中から検査運営責任者及び分析業務責任者、分析機器管理責任者を配置して適切な管理体制の下で検査を実施する。

#### イ 適正な実施手法の確保

県は、米の全量全袋検査が適正な方法で行われるよう、標準検査手順書を作成して検査機器設置場所に配布するとともに、検査運営責任者等が適切な管理を行えるよう、検査の開始前に指導を実施する。

市町村は、各検査場所において、標準検査手順書に基づき、各検査場所の条件に合わせて検査手順書を作成する。県は、当該検査手順書を確認する。

#### ウ 検査業務の管理

県は、検査業務に関するチェックシートを作成し、検査手順書に従った検査が実施されていることを確認する。

また、検査業務に精通した県の職員が、各検査場所の検査業務の助言・指導に当たり、検査開始前及び検査開始後定期的に検査場所を巡回し、適正な検査及び検査結果の管理が実施されているかを点検する。各検査場所の検査運営責任者は、必要に応じ改善等を実施する。

また、不適切な検査又は検査結果の管理が判明した場合、当該検査場所の検査運営責任者は、原因の究明及び改善措置を実施する。特に、検査結果の信頼性に疑義がある場合は、当該検査場所の検査運営責任者は、当該検査場所における検査を停止させる。特に、基準値を超過した米が流通しているおそれのある場合には、米トレーサビリティ法に係る取引記録の確認や直接販売の場合は農家への聞き取り等によって情報を把握し、検査済みの米袋の回収・再検査を実施する。当該検査場所においては、適切な改善措置が実施された後に、検査を再開する。

#### エ 検査結果の管理

県は、検査機器が適正に作動していることを確認するため、定期的に放射性セシウム濃度が既知のサンプルによる確認を実施する。

### （2）検査の実施

#### ア 検査計画の作成・周知

市町村は、4の（1）のイ及び4の（2）のイにより農家毎等の単位で生産量を確認した上で全量全袋検査を実施する。地域協議会と連携し、水田管理台帳の情報等を参考に、検査場毎に全量全袋検査の実施計画を作成し、検査日程等を通知する。

生産者等は、地域協議会からの検査の連絡に基づき、米袋識別コードラベルを貼

り付けた米袋を当該地域の検査場所に搬入する。

**イ 検査の実施**

生産者等は、地域協議会からの検査の連絡に基づき、米袋識別コードラベルを貼り付けた米袋を当該地域の検査場所に搬入する。

検査員は、搬入された米袋について、検査手順書に則りスクリーニング検査を実施する。

スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベルを超過した米袋については、スクリーニングレベル以下の米袋と区分して一時保管し、詳細検査により放射性セシウム濃度を測定する。

**ウ 検査終了した米袋の取扱い**

検査員は、検査の結果、基準値以下の米袋には、確実に検査済みラベルを貼り付ける。（以後、当該米袋は出荷販売が可能となる。）

基準値を超過した米袋が発生した場合、検査員は地域協議会及び市町村に、市町村は県に、検査結果が判明した時点で速やかに報告する。また、当該米袋については、地域協議会が確実に隔離して保管する。

**(3) 検査の実施確認**

市町村は、検査結果のデータを速やかに試験ほ場台帳及び水田管理台帳に反映するとともに、検査状況を管理し、全ての生産者の乾燥・調製後の米が放射性物質の検査が行われているか、試験ほ場台帳及び水田管理台帳で確認する。

県は、検査結果及び検査進捗状況を市町村からの聞き取り等により確認する。

**6 基準値を超過した米の処分**

**(1) 処分の考え方**

県は、市町村に対し、基準値を超過した米袋について、市町村計画に基づき適正に処分するよう指導する。

市町村は、地域農業再生協議会等の協力を得て、基準値を超える放射性物質が検出された米袋を区分して保管後、処分する。当該米袋を処分後、試験ほ場台帳及び水田管理台帳に反映する。

**(2) 処分の実施確認**

試験ほ場台帳及び水田管理台帳に基づき、市町村が基準値を超える放射性物質が検出された米袋の全量が処分したことを確認する。

## 平成 27 年産米に関する浪江町管理計画

### 1 対象区域

#### (1) 作付再開準備区域

浪江町旧苅野村

※ なお、上記区域内において、別添水田管理台帳に記載されていないほ場については、27年産米の安全確保の観点から、稲の作付を自粛する。

### 2 対象区域における 27 年産稲の作付の状況等

別表のとおり。

### 3 放射性物質の吸収抑制対策

#### (1) 実施主体

浪江町が、ふたば農業協同組合と連携して実施する。

#### (2) 対象

浪江町内で、27年産稲の作付を行う全ての水田を対象とする。

#### (3) 実施時期

平成 27 年 3 月下旬～5 月

#### (4) 実施方法

町、ふたば農業協同組合が各農家に塩化カリを配付し、各農家が基肥で施用。施用量については、反あたり 50 kg を基本とする。

#### (5) 実施の確認

町は、4月に、浪江町地域農業再生協議会を通じて、27年産稲の作付を行う全ての農家に放射性物質吸収抑制対策確認票及び管理日誌を配付し、対策の徹底を指導。

農家は隨時放射性物質吸収抑制対策確認票及び管理日誌に記入し、6月末までに放射性物質吸収抑制対策確認票を町に提出。

町は、回収した放射性物質吸収抑制対策確認票に基づき、各農家が稲を作付した全てのほ場で吸収抑制対策を実施したことの確認。

### 4 放射性物質の交差汚染防止対策

#### (1) 実施主体

浪江町が、ふたば農業協同組合と連携し、実施する。

#### (2) 対象

浪江町内で、27年産稲の作付を行った農家を対象とする。

#### (3) 実施時期

平成 27 年 6 月～10 月

#### (4) 実施方法

ふたば農業協同組合は、27年産稲の作付を行った農家に対して、使用する予定の乾燥調製機器を調査する。

調査の結果、対策が必要と認められた糲すり機及び選別計量機については、農家はそれぞれ糲及び玄米を使用してとも洗いを行い、生じた玄米を区分して保管後、町の指定する保管場所に搬入する。

浪江町は、とも洗いにより生じた玄米を保管後、処分する。

#### (5) 実施の確認

町は、4月に、浪江町地域農業再生協議会を通じて、27年産稻の作付を行う全ての農家に、「放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票」及び「管理日誌」を配付し、対策の徹底を指導。

農家は隨時「放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票」及び「管理日誌」に記入。収穫・調製後、生産量の確認を受ける際に、放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票を提出。

町は、農家が指定保管場所にとも洗いにより生じた玄米を搬入した場合に当該農家のとも洗い玄米量を確認の上、水田管理台帳に記入。回収した「放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票」に基づき、各農家が収穫後の汚染防止対策を実施したことの確認。

### 5 生産情報の把握・管理

#### (1) 水田管理台帳の整備

町は、6月30日(火)までに、浪江町地域農業再生協議会と連携して、27年産稻を作付した市内の全ての水田について、水田台帳の情報等を活用し、生産者名、ほ場の地番、ほ場の面積等を水田管理台帳に整理。その際、周辺市町村と連携して「出入作」を把握。

#### (2) 生産・収穫の管理

町は、浪江町地域農業再生協議会と連携して、水田管理台帳を基に以下の生産・収穫情報を整理。

- ① 6月30日(火)までに、経営所得安定対策の交付申請手続き等を活用し、27年産稻を作付した農家ごとの稻の作付面積、作付品種等を取りまとめるとともに、別表を県に提出。
- ② 7月31日(金)までに、農作物共済の現地確認の仕組み等を活用し、水田管理台帳に記載された水田での稻の作付の有無及び台帳に記載されていない作付がないかを確認。なお、変更があった場合には別表を修正し県に提出。
- ③ 9月30日(水)までに、管理日誌等を活用し、ほ場ごとの収穫時期、乾燥・調製方法、乾燥・調製場所、乾燥・調製後の保管場所等を水田管理台帳に整理。

水田管理台帳には、①～③に加え、吸収抑制対策、収穫後の汚染防止対策、放射性物質検査、基準値を超えた場合の処分等の情報を記載し、必要な対策が実施されているかのどうかの確認が行えるよう整理。

### (3) 生産量の全量把握

町は、8月末までに、浪江町地域農業再生協議会と連携して、27年産稻を作付した農家に米袋識別コードラベルを配付。

農家は、乾燥・調製後に全ての米袋にラベルを貼付。その際、複数の旧市町村において作付している農家については、識別コードから生産地が追溯できるようにラベルを貼付。また、その他の農家も含め、できる限り識別コードから生産地が追溯できるようラベルを貼付。

町は、10月30日（金）までに、浪江町地域農業再生協議会と連携して、保管場所等に出向いて農家ごとにラベルを貼付した米袋の数を把握し、水田管理台帳の予想収穫量との整合性を確認。

なお、吸収抑制対策を行わない試験栽培の米は、全量を把握した上で、処分したことを町が確認する。

## 6 米の放射性物質検査

### (1) 全量全袋検査の実施

町は、放射性物質検査を実施する前に、浪江町地域農業再生協議会と連携して、検査場毎の検査計画を策定し、当該計画に基づき、放射性物質検査を実施。

ただし、吸収抑制対策を行わない試験栽培の米は、全量処分するため、全量全袋検査の対象外とする。

### (2) 実施確認

町は、浪江町地域農業再生協議会と連携して、水田管理台帳と照合し、農家ごとに生産した米の全量が放射性物質検査を受けているかを確認。未検査の米があれば、検査予定日を確認。

## 7 基準値を超える放射性物質が検出された米の処分

町は、農協、集荷業者、浪江町地域農業再生協議会の協力を得て、基準値を超える放射性物質が検出された米を区分して保管後、処分。

検査情報 平成27年産

## 玄米 H27年産

ふくしまの恵み安全対策協議会  
放射性物質検査情報

玄米 H26年産

玄米 H25年産

玄米 H24年産

福島県内で生産した玄米は、全量・全袋検査を実施し、食品衛生法に定める一般食品の基準値(100ベクレル/Kg)以下であることを確認し出荷しています。

## 検索結果 平成27年産

地域： 浪江町  
 検査期間： 2015年10月20日～2015年11月03日  
 検査点数： 200 点

## 検索条件 平成27年産

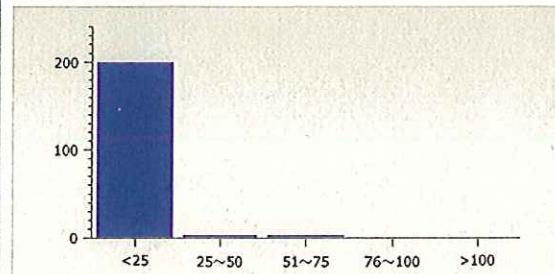
地域の選択：  浜通り   
 浪江町   
 検査日の選択：  全期間   
検索

識別番号指定検索：  
 -  -  -

トップページにもどる検索リセット

## 集計結果 平成27年産

## 浪江町 検査点数200 点



## &lt;スクリーニング検査&gt;

	測定下限値未満(<25) ^ベクレル/kg	25~50 ^ベクレル/kg	51~75 ^ベクレル/kg	76~100 ^ベクレル/kg	100^ベクレル/kg超	計
検査点数	198	1	1	0	0	200
割合	99 %	0.5 %	0.5 %	0 %	0 %	100 %

## &lt;詳細検査&gt;

	25未満 ^ベクレル/kg	25~50 ^ベクレル/kg	51~75 ^ベクレル/kg	76~100 ^ベクレル/kg	100^ベクレル/kg超	計
検査点数	0	0	0	0	0	0
割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

- このグラフは、便宜上、スクリーニング検査と詳細検査の結果を合算しております。  
なお、詳細検査を実施したもののは、その結果を反映させています。
- 検査方法毎の詳しい内容は、こちら を御覧ください。
- 放射性セシウムは、セシウム134とセシウム137の合計値。

集計結果 識別番号別結果

検査情報 平成26年産

## 玄米 H26年産

ふくしまの恵み安全対策協議会  
放射性物質検査情報

玄米 H27年産

玄米 H25年産

玄米 H24年産

福島県内で生産した玄米は、全量・全袋検査を実施し、食品衛生法に定める一般食品の基準値(100ベクレル/Kg)以下であることを確認し出荷しています。

## 検索結果 平成26年産

地域 : 浪江町  
 検査期間 : 2014年10月11日～2014年10月15日  
 検査点数 : 238 点

## 検索条件 平成26年産

地域の選択 : 浜通り  
  
 浪江町  
  
 検査日の選択 : 全期間

検索

識別番号指定検索 :  -  -  -

トップページにもどる

検索

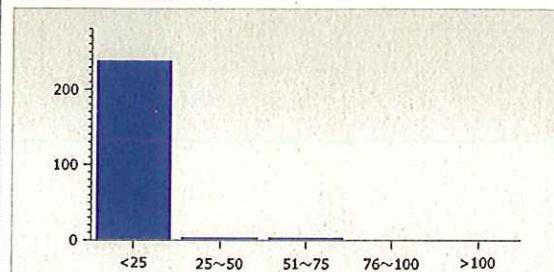
リセット



ふくしまから 県の26年産米の  
はじめよう。 詳細検査結果は  
こちらから

## 集計結果 平成26年産

## 浪江町 検査点数238 点



## &lt;スクリーニング検査&gt;

	測定下限値 未満(<25) ^ベクレル/kg	25~50 ^ベクレル/kg	51~75 ^ベクレル/kg	76~100 ^ベクレル/kg	計
検査点数	238	1	1	0	238
割合	99.16 %	0.42 %	0.42 %	0 %	100 %

## &lt;詳細検査&gt;

	25未満 ^ベクレル/kg	25~50 ^ベクレル/kg	51~75 ^ベクレル/kg	76~100 ^ベクレル/kg	100^ベクレル/kg超	計
検査点数	0	0	0	0	0	0
割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

- このグラフは、便宜上、スクリーニング検査と詳細検査の結果を合算しております。  
なお、詳細検査を実施したものは、その結果を反映させていただきます。
- 検査方法毎の詳しい内容は、こちら を御覧ください。
- 放射性セシウムは、セシウム134とセシウム137の合計値。

集計結果 識別番号別結果

## 別記 摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について

(平成27年12月8日現在)

区分	品目	該当産出地	差し控えるよう要請している内容
野菜	非結球性葉菜類	※旧市町村名の表示は、野菜・果実類については昭和38年1月1日現在、穀類については昭和24年4月1日現在のものです。	摂取・出荷
	結球性葉菜類	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、宮岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	摂取・出荷
	アブラナ科花薺類		摂取・出荷
	カブ		出荷
	ワサビ(俎において栽培されたものに限る)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る)	出荷
	ウコギ	福島市(旧松川町の区域に限る)	收穫
果実	トウガラシ	浪江町	收穫
	ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る)川俣町(山木屋の区域に限る)	出荷
	ビワ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る)福島市、伊達市、南相馬市、桑折町	出荷
	ユズ	川俣町(山木屋の区域に限る)、広野町	收穫
	力ギ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る)南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る)伊達市	出荷
	キウイフルーツ	伊達市(旧保原町、旧月館町及び旧靈山町の区域に限る)、南相馬市(旧原町の区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)	出荷
※ 穀類	あけび	伊達市(旧保原町、旧月館町及び旧靈山町の区域に限る)、南相馬市(旧原町の区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)	出荷
	ギンナン	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る)、二本松市(旧猪又村、旧柱沢村、旧富成村、旧	收穫
	平成23年産米	猪田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る)伊達市(旧坂本村、旧	出荷
	平成24年産米	出荷	出荷
	平成25年産米	※1 ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	出荷
	平成26年産米	※2 ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
※ 穀類	平成27年産米	※3 ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	大豆(県が定める管理計画に基づき管理される大豆を除く)	※4 ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
クリ	本宮市(旧和木沢村(白沢村)及び旧白岩村の区域に限る)、大玉村(旧大山村の区域に限る)	出荷	出荷
	伊達市、南相馬市		收穫
	川俣町、広野町		

	くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、椎葉町、大玉村、葛尾村	出荷
	くさそてつ(こごみ) (野生のものに限る)	会津美里町、南相馬市	出荷
たけのこ		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村、富岡町、大熊町、飯館村	出荷
ふきのとう (野生のものに限る)		福島市、伊達市、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村、富岡町、大熊町、飯館村	出荷
せんまい (野生のものに限る)		福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、椎葉町、葛尾村	出荷
せんまい (野生のものに限る)		福島市、郡山市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、椎葉町、葛尾村	出荷
たらのめ (野生のものに限る)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、古殿町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村、富岡町、大熊町、飯館村	出荷
わらび わらび (野生のものに限る)		福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、椎葉町、飯川村、葛尾村	出荷
山菜		福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、椎葉町、飯川村、葛尾村	出荷
こしあぶら		福島市、二本松市、臺多方市、広野町	出荷
ふき		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、天栄村、天栄町、下郷町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、猪苗代町、会津美里町、会津津町、柳津町、三島町、金山町、金山原村、北塩原村、昭和村、中島村、飯館村	出荷
ふき (野生のものに限る)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、天栄村、天栄町、下郷町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、猪苗代町、会津美里町、会津津町、柳津町、三島町、金山町、金山原村、北塩原村、昭和村、中島村、飯館村	出荷
うわばみそう (野生のものに限る)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、天栄村、天栄町、下郷町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、猪苗代町、会津美里町、会津津町、柳津町、三島町、金山町、金山原村、北塩原村、昭和村、中島村、飯館村	出荷
さんしよう (野生のものに限る)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、天栄村、天栄町、下郷町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、猪苗代町、会津美里町、会津津町、柳津町、三島町、金山町、金山原村、北塩原村、昭和村、中島村、飯館村	出荷
うど (野生のものに限る)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、天栄村、天栄町、下郷町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、猪苗代町、会津美里町、会津津町、柳津町、三島町、金山町、金山原村、北塩原村、昭和村、中島村、飯館村	出荷
ねまがりたけ (野生のものに限る)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、天栄村、天栄町、下郷町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、猪苗代町、会津美里町、会津津町、柳津町、三島町、金山町、金山原村、北塩原村、昭和村、中島村、飯館村	出荷
おおばぎょううし (うるい) (野生のもとのに限る)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、天栄村、天栄町、下郷町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、猪苗代町、会津美里町、会津津町、柳津町、三島町、金山町、金山原村、北塩原村、昭和村、中島村、飯館村	出荷
原木しいたけ (露地)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、大熊町、富岡町、椎葉町、大玉村、葛尾村、富岡町、大熊町、飯館村	出荷
原木しいたけ (施設)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、大熊町、富岡町、椎葉町、大玉村、葛尾村、富岡町、大熊町、飯館村	出荷
きのこ (きのこを除く)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、大熊町、富岡町、椎葉町、大玉村、葛尾村、富岡町、大熊町、飯館村	出荷
原木なめこ (露地)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、大熊町、富岡町、椎葉町、大玉村、葛尾村、富岡町、大熊町、飯館村	出荷
野生きのこ (菌根菌類、腐生菌類)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、浅川町、古殿町、大熊町、富岡町、椎葉町、大玉村、葛尾村、富岡町、大熊町、飯館村	出荷
樹実類 くるみ		南相馬市	出荷

2-1-29

	原乳	田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、猪崎町(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、富岡町、大熊町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、葛尾村、飯舘村	出荷
畜産物	牛(12月飼未満のもの、及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)	全市町村	県外への移動と畜場への出荷
	牛(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)	全市町村	採取・出荷・採捕
	ヤマメ(養殖により生産されたものを除く)	新田川(支流を含む)	秋元湖、猪苗代湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を除く。)を除く。)、本県内の阿武隈川(支流を含む)、太田川(支流を含む)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む)
ウグイ		秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む)、真野川(支流を含む)並びに本県内の阿武隈川(支流を含む)	
イワナ(養殖により生産されたものを除く)		秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)並びに本県内の阿武隈川(支流を含む)	
モクズガニ		真野川(支流を含む)	
アユ(養殖により生産されたものを除く)		真野川(支流を含む)、新田川(支流を含む)及び本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)	
ホンモノコ(養殖により生産されたものに限る)		川内村	
	コイ(養殖により生産されたものを除く)	秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を除く。)、長瀬川(阿賀川との合流点から上流の部分に限る)並びに本県内の阿武隈川(支流を含む)	
フナ(養殖により生産されたものを除く)		秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を除く。)、長瀬川(阿賀川との合流点から上流の部分に限る)並びに本県内の阿武隈川(支流を含む)	
ヒメマス		沼沢湖及び沼沢湖に流入する河川	
ウナギ		本県内の阿武隈川(支流を含む)	
	ドジョウ(養殖により生産されたものに限る)	郡山市	
水産物		アイナメ、アカシタビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、カラゴ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、コモツカスベ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、ススキ、ナガヅカ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒラメ、ホシガレイ、マアナゴ、マコガレイ、マゴチ、マツカワ、ムラサイ、ビノスガイ	最大高潮時海岸線福島島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域

※3 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、猪苗町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、萬尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、原町（平成25年6月15日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）

※4 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、双葉町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

## 【参考】

品目	左記の代表例
非結球性葉菜類	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苔、くきたちな、カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、バクチヨイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムポエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり葉、山形みどりな、わさびな、サンチュ、ブチヴァール、ウリイ、クレスン、ルッコラ、ナズナ、アイスピント、葉ダイコン、ふきのとう、オカヒジキ、さんしょう(葉)、ジュウネン(葉)、ツルムラサキ、モロヘイヤ等
結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等
アブラナ科花壇類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等
カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等
たけのこ	もうそうちく、まだけ、はちく 等
野生きのこ(菌根菌類)	アイタケ、アカモミタケ、アミタケ、ウラベニホテイシメジ、オオモミタケ、カラスタケ、キシメジ、クリワウセンタケ、クロカワ、コウタケ、サクランシメジ、シモフリシメジ、ショウウゲンシジ、チヂタケ、ハツタケ、ホウキタケ、ボンシメジ、マツタケ、ムレオオフウセシタケ、ヤマドリタケモドキ等
野生きのこ(腐生菌類)	ウスヒラタケ、エゾハリタケ、エノキタケ、オオイチヨウタケ、クリタケ、サケツバタケ、サンゴハリタケ、タモギタケ、チャナメシタケ、トンビマイタケ、ナメコ、ナラタケ、ヌメリスギタケ、ハタケシメジ、ヒラタケ、ブナハリタケ、マイタケ、マヌタケ、ムキタケ、ムラサキシメジ、ヤマブシタケ等
ワサビ(ぬにおいて栽培されたものに限る。)	葉ワサビ、根ワサビ、花ワサビ

※穀類(大豆・そば・小豆)については、県が旧市町村単位でモニタリング検査を実施して、出荷の可否を判断しています。出荷可能となつた地域の最新情報は、下記ホームページをご確認ください。

<平成27年産穀類のモニタリング検査の旧市町村別進捗状況>

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-27.html>

## 農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針

福島県農林水産部

### 1 趣旨

「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」第3の5の緊急時環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）のうち本県の農林水産物を対象とするモニタリングを、迅速かつ効果的に実施するため、必要な事項について定める。

### 2 基本的な考え方

モニタリングについては、放射性物質に対する出荷・販売用の本県農林水産物への影響の把握と安全性の確認及び消費者に対する正確な情報の提供を目的として行う。

なお、出荷等制限品目は、別に定める出荷等制限解除計画に基づき制限解除検査（ゲルマニウム半導体検出器によるモニタリング検査）を行う。

### 3 モニタリングを構成する検査

#### （1）出荷確認検査（ゲルマニウム半導体検出器によるモニタリング検査）

生産量や出荷量が多い本県の主要品目、摂取量が多い品目については、ゲルマニウム半導体検出器による検査を実施し出荷の可否を判断する。

#### （2）迅速検査（簡易分析装置による迅速な検査）

限られた地域の中で生産・流通する品目については、生産現場に近い所で迅速に出荷の可否を判断するため、農林事務所をはじめとする県の関係機関（以下、「農林事務所等」という。）に配置したNaIシンチレーションスペクトロメータ等の簡易分析装置※（以下、「簡易分析装置」という。）（別記2）で検査を行うとともに、一定以上の放射性セシウムが検出された場合にはゲルマニウム半導体検出器による検査を行う。

#### （3）事前確認検査

平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故発生以降のモニタリングの結果、食品衛生法の規定に基づく放射性セシウムの基準値（以下「基準値」という。）を超えた品目や、特定避難勧奨地点等を含む市町村及び環境放射線モニタリング詳細調査が実施された区域を含む市町村から生産される品目については、（1）出荷確認検査を実施する前に、簡易分析装置もしくはゲルマニウム半導体検出器による事前確認検査を行う。

### 4 自主検査（県のモニタリングの範囲外）

市町村や生産者団体（以下、「市町村等」という。）が出荷・販売に供される農林水産物の安全・安心を確保するために行う検査を自主検査と位置づけ、「県産農林水産物の安全性確認体制について」に基づき、これらの検査機関と連携し、その検査結果をモニタリングにおけるサンプリングの参考にするなど、有効に活用する。

## 5 モニタリングの対象品目

本県で生産・採取される農林水産物のうち、販売に供されるものを対象とする。

## 6 実施体制

モニタリングの実施体制は、別記1のとおりとする。

## 7 実施方法

モニタリングについては、農林事務所等が市町村等の協力のもと計画的にサンプリングを行い、農業総合センター等の農林水産部内分析機関を中心に関係部局分析機関や民間分析機関を活用し、万全を期して進める。

また、各地域の関係機関に配備した簡易分析装置を活用し、ゲルマニウム半導体検出器による検査と組み合わせて事前確認検査を実施するとともに、簡易分析装置により生産現場に近い所で迅速に出荷の可否判定を行う迅速検査を実施するなど、本県農林水産物の安全性確認を効率的に進める。

### (1) モニタリング計画の作成及びサンプルの採取

#### ア モニタリング計画の作成

環境保全農業課は、2の基本的な考え方に基づき、関係課と調整して品目別試料採取基準並びに年間モニタリング計画を作成する。

#### イ サンプリング計画の作成

関係課は、対象品目については以下の点に留意し、緊急性、重要性、更には分析機関の能力等を勘案して翌月分のサンプリング計画を毎月中旬までに作成する。

また、モニタリングの精度を高めるため、サンプリング計画の作成にあたっては、品種や作型、出荷時期、地域毎の作付面積等に配慮する。

- ① 本県の主要な農林水産物で、生産量や出荷額が多い品目
- ② 収穫期間が長く、一定期間ごとに継続して分析が必要な品目
- ③ 地域振興上重要な品目
- ④ 摂取量が多い品目

#### ウ 試料の採取及び運搬

関係各課は、サンプリング計画に基づき、農林事務所等試料採取担当を通じ関係市町村等と調整のうえ、試料の採取場所を選定する。

農林事務所等試料採取担当は、試料を採取し、分析機関等に運搬する。なお、持込時間は、持ち込み当日の早い時間帯に試料を搬入できるよう事前の十分な調整を行う。

## 8 分析機関

### (1) 農林水産部内分析機関

分析は、原則として農林水産部内分析機関で実施する。

## (2) 関係部局分析機関

農業総合センターの分析能力を超える点数のゲルマニウム半導体検出器による検査を実施する場合は、関係部局分析機関を活用する。

## (3) 民間分析機関

農業総合センターの分析能力を超える点数のゲルマニウム半導体検出器による検査を実施する場合や、分析に日数を要することが許容される場合は、民間分析機関を活用する。

# 9 分析結果の取扱い

## (1) 出荷自粛要請等

県は、出荷確認検査の結果が基準値を超えた場合には、関係課と連携し、関係市町村、生産者団体等に対し出荷自粛の要請等必要な措置を講ずる。

また、事前確認検査の結果により、基準値を超えることが明らかとなった場合には、当該品目及びその地域の収穫等の自粛を要請する。

## (2) 公表等

県は、出荷確認検査、迅速検査及び事前確認検査の結果を公表する。

なお、分析結果は、関係市町村等の了解を条件に、出荷管理が可能となるなど要件の整った品目から旧市町村（魚介類等については、海域、河川等）または大字に細分して公表するものとする。

## (3) 数値の確定

迅速検査あるいは、事前確認検査において、簡易分析装置を用いた際の結果が基準値の1/2を超過した場合は、ゲルマニウム半導体検出器による検査を実施する。

# 10 実施時期

平成23年7月11日から実施する。

平成24年3月22日から一部改正して実施する。

平成24年7月 5日から一部改正して実施する。

# 11 その他

その他必要な事項については、別途定める。

※ 効率的・効果的なモニタリング検査を確保する観点から、簡易分析装置によるスクリーニングの導入を推進するため、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」（厚生労働省、平成24年3月1日最終改正）が定められている。

(実施方針 別記1) モニタリングの実施体制

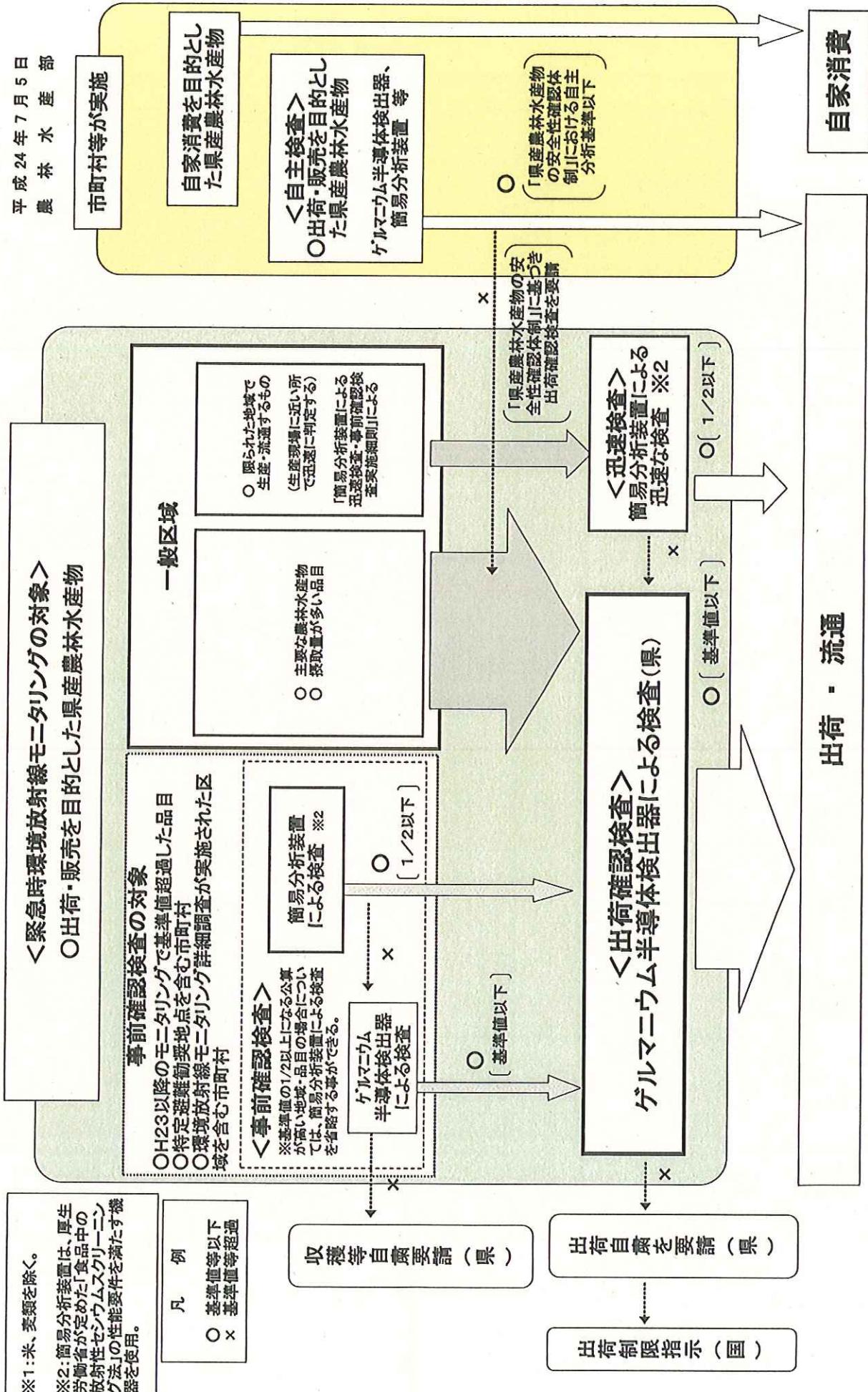
チーム名	機関名・関係団体等名	チームの役割
総括	環境保全農業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング計画作成</li> <li>・関係機関・団体との調整（オフサイトセンター、関係部局、関係市町村、関係団体等）</li> <li>・ホームページの更新及び分析結果等に関する文書の通知</li> </ul>
関係課	水田畑作課 園芸課 畜産課 水産課 林業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象品目毎のサンプリング計画作成</li> <li>・試料採取担当機関との連絡調整</li> <li>・農林水産省との調整（出荷制限及び解除を含む）</li> <li>・分析データの活用</li> </ul>
試料採取	農林事務所、 家畜保健衛生所 水産試験場 内水面水産試験場 農業総合センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管の関係市町村、生産者団体等との調整</li> <li>・試料の採取と運搬</li> <li>・試料の配送</li> </ul>
分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷確認検査（ゲルマニウム半導体検出器による検査） 農業総合センター 水産試験場 原子力センター 民間分析機関</li> <li>・迅速検査（簡易分析装置による検査） ・事前確認検査（簡易分析装置またはゲルマニウム半導体検出器による検査） 農林事務所 家畜保健衛生所 農業総合センター（研究所を含む） 林業研究センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲルマニウム半導体検出器による検査 ・分析及び分析結果の集計</li> <li>簡易分析装置による検査 ・迅速検査 ・分析及び分析結果の集計</li> <li>簡易分析装置またはゲルマニウム半導体検出器による検査 ・事前確認検査 ・分析及び分析結果の集計</li> </ul>
(参考)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主検査 市町村、生産者団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主検査</li> <li>分析結果の提供</li> </ul>

2-1-36

(別記2) 簡易分析装置の配置機関 (H27.4.1現在)

配置機関名	台数	種類
県北農林事務所伊達農業普及所	3	NaI
〃 安達農業普及所	2	NaI
県中農林事務所田村農業普及所	1	NaI
〃 須賀川農業普及所	1	LaBr3
県南農林事務所	1	NaI
南会津農林事務所	1	LaBr3
相双農林事務所	3	LaBr3
〃 双葉農業普及所	2	NaI
いわき農林事務所	1	NaI
県中家畜保健衛生所	1	NaI
農業総合センター会津地域研究所	2	NaI
〃 浜地域研究所	1	NaI
〃 果樹研究所	1	NaI
〃 畜産研究所	1	NaI
林業研究センター	3	NaI
合計	24	

## 農林水産物に係る緊急時環境放射線モニタリングの検査フロー図



2-1-88

## 品目別試料採取基準

平成24年4月23日施行  
 平成24年6月26日一部改正  
 平成24年9月21日一部改正  
 平成24年12月17日一部改正  
 平成25年3月28日一部改正  
 平成26年3月31日一部改正  
 平成26年9月29日一部改正  
 平成27年3月30日一部改正  
 福島県農林水産部

「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針」(以下「実施方針」という。)に基づく、品目別試料採取基準は以下のとおりとする。

## 1 基本的な考え方

原則として、対象品目の選定や検査の頻度、検査の区域の考え方については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(原子力災害対策本部、平成27年3月20日一部改正)」に基づくこととする。

また、関係省庁により品目別の調査計画の考え方が示されている場合には、これに配慮することとする。

## 2 対象区域

実施方針の5に基づきモニタリングの対象品目となる出荷・販売用の農林水産物が生産または採捕等が可能な市町村とする。

## 3 検査対象

- (1) 県内で生産、または県内の生産者により生産または採捕等(以下、「生産等」という。)された農林水産物とし、出荷・販売を目的としたものを検査対象とする。
- (2) 出荷・販売に供することが可能な形態・品質を有するもの、または出荷・販売時に同様の形態・品質を有することが確実と見込まれるものとする。
- (3) 生産等されたものについては、栽培管理が適切に行われ履歴が明らかなものとする。  
また、採捕等されるものについては、採捕地点等の情報が明らかなものとする。
- (4) 生産等されたほ場、集出荷施設、と畜場等から採取する。  
また、海産水産物については、漁船または調査船により捕獲したものを採取する。
- (5) 原則として、施設・畑地を利用して栽培されたものは、野菜・果実に分類し、自然発生したもののは、山菜類とする。

## 4 採取点数

ほ場等で生産等される品目については、原則として市町村毎に1点以上を採取する。

ただし、採取単位の基本となる区域については、旧市町村(以下、「旧市町村」という。)等、市町村を細分化した区域を単位となるように努めるとともに、対象品目の作付面積や生産者数、出荷・販売等の実態を勘案し決定する。

## 5. 品目別試料採取基準

### (1) 穀類

#### ア 対象品目

- (イ) 米、麦類、大豆、そば、小豆、雜穀 等
- (ウ) (イ) のほか、特に分析が必要と認められる品目。

#### イ 検査頻度

- (イ) 米については、出荷時期に原則として毎日検査を行う。
- (ウ) 米以外の穀類については、次項に定める点数を出荷時期に原則として毎週1回以上検査を行う。

#### ウ 採取点数

- (イ) 以下の品目について、品目別に定める採取点数の基礎となる単位毎に各1点以上を採取する。

また、県内農地の土壤分析結果や空間放射線量を考慮して採取点数を増加させることとする。

- (ウ) 対象品目の取扱い集団（生産または集荷団体等）が同一市町村に複数ある場合には、取扱い集団毎に各1点以上とする。

##### ① 米

検査の方法については、関係省庁と協議し別途決定する。

##### ② 麦類

麦類の出荷集団（ロット）を単位として採取する。採取点数については、関係省庁と協議し別途決定する。

##### ③ 大豆、そば、小豆、雜穀

前年度までの緊急時環境放射線モニタリングの結果等を踏まえ、採取方法及び採取点数については、関係省庁と協議し、別途決定する。

#### エ 月別採取計画

別に定める。

### (2) 野菜・特産

#### ア 対象品目

- (イ) 野菜指定産地や特定野菜、県単青果物価格補償対象品目等本県の主力品目。  
アスパラガス、イチゴ、キュウリ、グリーンピース、サヤインゲン、サヤエンドウ、  
シュンギク、スナップエンドウ、ダイコン、ツルムラサキ、トウモロコシ、トマト、  
ミニトマト、ナス、ニラ、ネギ、葉ネギ、花ワサビ、バレイショ（ジャガイモ）、ピーマン、ホウレンソウ、モロヘイヤ
- (ウ) 市町村において、福島第一原子力発電所事故後初めて出荷するとともに検査実績のない品目。
- (エ) (イ)～(ウ)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

#### イ 検査頻度

野菜・特産については、原則として作型を考慮して収穫期間中毎週1回以上検査を行う。

## ウ 検査対象市町村等の設定

検査対象を以下の2つに区分し、区分毎に検査方法及び試料採取方法を分けて実施する。

### (7) 事前確認検査

#### a 検査の時期

収穫前

#### b 検査対象品目

避難指示解除準備区域（国の指定区域解除から1年以内の区域を含む）において生産される全品目

ただし、平成26年度に出荷確認検査の実績があり、 $50 \text{ Bq/kg}$ を下回った品目は除く。

#### c 検査対象区域

避難指示解除準備区域

該当区域については、別表1参照。

#### d 採取時期及び採取点数

収穫の概ね10～14日前に検体を採取し、放射性セシウム濃度を検査し、収穫の可否を判断する。収穫が可能となった区域及び品目については、出荷確認検査を実施する。

採取点数は、各区域単位に各3点以上とし、作付面積1ha毎に1点以上を追加する。

### (8) 出荷確認検査

#### a 検査の時期

出荷前

#### b 検査対象品目

上記アのとおり。

ただし、事前確認検査で実施した区域において $100 \text{ Bq/kg}$ を超えた品目については、収穫の自粛を要請するため、出荷確認検査は行わない。

#### c 検査対象区域（市町村）

対象品目を生産する全市町村

#### d 採取時期及び採取点数

出荷の概ね3日前に検体を採取し、放射性セシウム濃度を検査し、出荷の可否を判断する。

採取点数は、各市町村単位に原則各3点以上とする。ただし、平成26年度モニタリングにおいて放射性セシウムを検出しなかった市町村の当該品目については、市町村あたり1点以上とすることができる。また、福島県における平成26年度の検査結果で $50 \text{ Bq/kg}$ を超える放射性セシウムが検出された品目のあった市町村については、当該品目は昭和38年1月1日現在の旧市町村単位で3点以上とし、現在の市町村単位で作付面積5ha毎に1点以上追加する。

## エ 月別採取計画

別に定める。

### (3) 果実

#### ア 対象品目

- (ア) 青果物価格補償の対象品目など市場流通の多い品目。  
イチジク、カキ、スモモ、西洋ナシ、日本ナシ、ブドウ、モモ、リンゴ等
- (イ) 市町村において、福島第一原子力発電所事故後初めて出荷するとともに検査実績のない品目。
- (ロ) 平成26年度の検査結果で $50 \text{ Bq}/\text{kg}$ を超える放射性セシウムが検出された品目。  
クリ、ユズ
- (ハ) (ア)～(ロ)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

#### イ 検査頻度

果実については、対象となる品目の早生から晩生の切り替わりや、平坦から山間を考慮し、出荷時期に原則として毎週1回以上検査を行う。

#### ウ 検査対象市町村等の設定

野菜・特産に準じて実施する。

なお、採取点数については、以下のとおりとし、試料の採取にあたっては、品種の切り替わりや出荷時期等を考慮する。

##### (ア) 事前確認検査

採取点数は、各区域単位に各3点以上とし、作付面積 $10 \text{ ha}$ 毎に1点以上を追加する。

##### (イ) 出荷確認検査

採取点数は、市町村単位に原則各3点以上とする。ただし、平成26年度モニタリングにおいて、放射性セシウムを検出しなかった市町村の当該品目については、市町村当たり1点以上とすることができます。

また、福島県における平成26年度の検査結果で $50 \text{ Bq}/\text{kg}$ を超える放射性セシウムが検出された品目のあった市町村（別表2参照）については、当該品目は昭和38年1月1日現在の旧市町村単位で3点以上とし、現在の市町村単位で作付面積 $20 \text{ ha}$ 毎に1点以上追加する。

#### エ 月別採取計画

別に定める。

### (4) 畜産

#### ア 対象品目

- (ア) 原乳
- (イ) 肉類（牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、羊肉）
- (ウ) 鶏卵
- (エ) はちみつ
- (オ) 飼料作物

牧草、単年生飼料作物、稻ホールクロップサイレージ（WCS）、飼料用米、稻わら等

(イ) (ア)～(オ)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

イ 検査頻度、採取方法及び採取点数

(ア) 原乳は、2週間に1回以上検査を行い、CS（クーラーステーション）または乳業工場毎に均一となる方法で採取する。

(イ) 肉類のうち牛肉については、原則として週5回検査を行い、(株)福島県食品流通センターにおいて出荷する全頭分の検体を採取する。

なお、県外と畜場に出荷された牛肉については、検査を依頼している分析機関において検査を実施する（緊急時環境放射線モニタリングの対象外として実施する）。

また、豚肉・鶏肉については、原則として毎月2回以上、馬肉、羊肉については必要に応じて検査を行い、食肉処理場から検体を採取する。

(ウ) 鶏卵は、原則として毎月1回以上検査を行い、養鶏場またはGPセンター毎に1点以上を採取する。

(エ) はちみつは、出荷時期に必要に応じて検査を行い、ミツバチを飼育している市町村毎に1点以上を採取する。

(オ) 飼料作物は、原則として収穫期間に週1回検査を行うこととし、その種類毎の採取方法等は、以下のとおりとする。

a 牧草は、原則として一地域内から5点以上を収穫物から採取し検査を行う。暫定許容値を超過した地域は、昭和23年時の旧市町村を基本に細分化をして、新たに5点以上を採取して調査を行う。

また、除染（草地更新）を行った牧草地については、農家ごとに収穫物から採取して検査を行う。

b 単年生飼料作物は、利用が計画されている市町村を対象に区域を設定し、収穫適期の1週間前以降に各区域毎に5点以上を採取する。

c 稲WCS、稻わらは、関係省庁と協議し別途決定する。

ウ 月別採取計画

別に定める。

(5) きのこ・山菜類

ア 対象品目

(ア) 栽培きのこ

しいたけ、なめこ、まいたけ、えのきたけ、エリンギ 等

(イ) 野生きのこ

マツタケ、チチタケ、ウラベニホテイシメジ、ホンシメジ 等

(ウ) 山菜・樹実類

うど、おおばぎぼうし（うるい）、うわばみそう、くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、さんしょう、ぜんまい、たけのこ、たらのめ、ねまがりたけ、あけび、ふき、ふきのとう、みやまいらくさ（あいこ）、もみじがさ（しどけ）、わらび、くるみ、とちのみ 等

(エ) (ア)～(ウ)のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度

(ア) 栽培きのこは、週1回以上検査を行う。

- (イ) 野生のきのこ・山菜・樹実類については、週1回以上、発生初期に収穫の段階で検査を実施する。
- (ロ) 栽培する山菜・樹実類は、野菜・特産・果樹に準じて検査を行う。

#### ウ 採取点数

- (イ) 当該品目から50ベクレル/kgを超える放射性セシウムが確認された地域または主要な産地については、市町村毎に3点以上を採取する。
- (ロ) (イ)以外の市町村については、市町村毎1点以上採取する。

#### エ 出荷制限解除のための検査

出荷制限が指示されている市町村においては、以下により、出荷制限解除のための検査を実施する。なお、すべての品目で出荷制限が指示されている野生のきのこについても、品目別に検査を実施する。

- (イ) 栽培きのこは、生産者毎に各ロット3点以上を採取し、検査を行う。
- (ロ) 野生のきのこ・山菜・樹実類は、市町村毎に5点以上を定点採取し、検査を行う。  
継続して基準値を下回りかつ安定的に放射性セシウムが減少傾向であることが確認された場合、市町村毎原則60点を採取し、検査を行い、すべてが基準値を下回ることを確認する。

#### オ 月別採取計画

別に定める。

### (6) 水産物

#### ア 対象品目

##### (イ) 海産物

漁業種類毎の対象品目

###### a 底びき網漁業

ヒラメ・カレイ類、アイナメ・メバル・ソイ・カサゴ類、甲殻類、イカ・タコ類、貝類 等

###### b 固定式さし網漁業

ヒラメ・カレイ類、アイナメ・メバル類、スズキ、シロザケ 等

###### c 船びき網漁業

コウナゴ、イカナゴ、シラス、サヨリ、シラウオ類 等

###### d カゴ漁業

タコ類 等

###### e 貝桁網漁業

ホッキガイ

###### f 釣り漁業

メバル類、メジマグロ、ブリ類、マダラ 等

###### g 潜水漁業

アワビ、ウニ、海藻 等

###### h その他の漁業

カツオ、サンマ、サバ類、アサリ、ヒトエグサ 等

(イ) 淡水魚等

- a 河川・湖沼に生息するもの  
アユ、イワナ、ヤマメ、ウグイ、ワカサギ、モクズガニ 等
  - b 養殖業の対象魚種  
イワナ、ヤマメ、ニジマス、会津ユキマス、アユ、食用ゴイ 等。
- (ロ) (ア) (イ) のほか、特に分析が必要と認められる品目。

イ 検査頻度

水産物について、次項に定める点数を原則として採取期間中毎週1回以上検査を行う。

ウ 採取方法及び採取点数

- (ア) 水産試験場調査船によるサンプリング調査を相双海域、いわき海域で相互に採取し、毎週1回採取する（概ね20点程）。
- (イ) いわき海域、相双海域で漁船により週1回採取する（概ね180点）。
- (ロ) 養殖魚については、該当する市町村毎・魚種毎に月1回採取する（週5点）。
- (ハ) 河川、湖沼生息魚については、解禁前、漁期中に各漁場で主な魚種について調査を行う（概ね週25点）。

エ 月別採取計画

別に定める。

別表1

地域区分	検査対象品目	検査対象区域
避難指示解除準備区域	生産される全品目 (平成26年3月31日までに一般検査の実績があり、50Bq/kgを下回った品目を除く。)	南相馬市、楢葉町、川内村、大熊町、飯舘村、富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村（9市町村）の避難指示解除準備区域

別表2

地域区分	検査対象品目	検査対象区域
平成26年度の検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目のあった市町村	ユズ	本宮市
	クリ	いわき市

	ヨウ素 131 (Bq/kg)				セシウム 134・セシウム 137 (Bq/kg)				
基準値	平成24年4月からの基準値では 設定されておりません。				飲料水	牛乳	一般食品	乳児用食品	
					10	50	100	50	
暫定規制値	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類 (根葉・芋類を除く)	魚介類	飲料水	牛乳・ 乳製品	野菜類	穀類	肉・卵・魚・ その他
	300	300	2000	2000	200	200	500	500	500

■は新基準値(平成24年3月以前は暫定規制値)を超過している農産物です。

品目	生産市町村名 (クリックで地図表示)	検出核種・濃度 (Bq/kg)			サンプル 採取日	結果公表日
		ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137		
ナガイモ	浪江町	---	検出せず(<4.5)	検出せず(<3.8)	2015-12-01	2015-12-04
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<8.1)	検出せず(<7.1)	2015-11-24	2015-11-26
ダイコン	浪江町	---	検出せず(<5.1)	検出せず(<4.0)	2015-11-17	2015-11-20
ニンジン	浪江町	---	検出せず(<2.6)	検出せず(<3.1)	2015-10-20	2015-10-23
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<7.6)	検出せず(<6.5)	2015-10-19	2015-10-22
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<9.5)	検出せず(<7.9)	2015-09-14	2015-09-17
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<9.0)	検出せず(<7.7)	2015-08-17	2015-08-20
カボチャ	浪江町	---	検出せず(<3.9)	検出せず(<3.0)	2015-07-28	2015-07-31
ネギ	浪江町	---	検出せず(<4.9)	検出せず(<4.0)	2015-07-28	2015-07-31
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<7.0)	検出せず(<7.8)	2015-07-21	2015-07-23
小麦	浪江町	---	5.18	18.6	2015-06-29	2015-08-25
パレイショ(ジャガイモ)	浪江町	---	検出せず(<3.3)	検出せず(<2.8)	2015-06-24	2015-06-26
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<9.2)	検出せず(<7.3)	2015-06-22	2015-06-25
小麦	浪江町	---	検出せず(<2.1)	1.81	2015-06-22	2015-07-07
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<6.9)	検出せず(<6.1)	2015-05-25	2015-05-28
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<8.3)	検出せず(<7.2)	2015-04-20	2015-04-23
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<6.7)	検出せず(<7.0)	2015-03-23	2015-03-26
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<8.1)	検出せず(<7.2)	2015-02-22	2015-02-26
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<6.2)	検出せず(<8.6)	2014-12-19	2014-12-25
ダイコン	浪江町	---	検出せず(<3.6)	検出せず(<3.6)	2014-12-09	2014-12-12
ニンジン	浪江町	---	検出せず(<5.1)	検出せず(<4.4)	2014-12-09	2014-12-12
ネギ	浪江町	---	検出せず(<4.3)	検出せず(<4.2)	2014-12-09	2014-12-12
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<8.4)	検出せず(<7.1)	2014-11-24	2014-11-27
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<10)	検出せず(<8.9)	2014-10-20	2014-10-23
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<8.5)	検出せず(<7.6)	2014-09-22	2014-09-25
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<8.5)	検出せず(<8.2)	2014-08-23	2014-08-28
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<7.9)	検出せず(<7.3)	2014-07-17	2014-07-24
鶏卵	浪江町	---	検出せず(<11)	検出せず(<7.7)	2013-07-18	2013-07-19

平成 27 年 12 月 2 日

農業総合センター福島市駐在

## 1 浪江町におけるリンドウ実証栽培の状況

- (1) 試験場所 浪江町幾世橋字一里檀 130-1
- (2) 試験面積 2 a (販売用と合計で 6 a)
- (3) 担当農家 NPO 法人 Jin (理事 川村博氏)
- (4) 耕種概要

- ・品種：極早生から晩生まで 14 品種を供試  
(県花きオジカラ普及品種:8、県内民間育成:3、他県民間育成:3)
- ・開花期を早める小トンネル設置：平成 27 年 2 月 25 日～4 月 3 日に被覆資材 (農 P0 0.075mm) を設置しました (図 1)。



図 1 小トンネル被覆時の様子 (3 月)

### 実証栽培のポイント

- (1) 無積雪地帯で凍み上り等を軽減する越冬技術 (わら、赤土被覆) を実証
- (2) 小トンネル被覆による開花前進効果 (需要期安定出荷) を実証
- (3) 試験地で需要期に出荷できる品種構成を実証

### 実証栽培の結果 (中間報告)

#### (1) 浪江の無積雪地帯でも凍み上がり等の問題はありませんでした

定植年のジベレリン処理により、1年目に十分な株養成ができたため、越冬対策の敷きわら等を行わなかった区でも凍み上がりの発生は見られませんでした。

#### (2) 春先の小トンネル被覆で開花が前進しました

小トンネル被覆区では、無被覆区と比較して春先の生育が良好でした (図 2)。また、開花盛期が 5～10 日程度前進しました (図 3、図 4)。露地のリンドウでも小トンネル被覆で開花期の幅を拡大することが可能でした。

#### (3) 浪江の平坦部で需要期に出荷できる品種が明らかになりました

2年目株の調査の結果、「かせん極早生」、小トンネル被覆の「ながの極早生」は、高単価が見込める 6 月中の採花が可能でした。

7 月上旬の東京新盆需要期には、無被覆の「ながの極早生」、小トンネル被覆の「ふくしまさやか」などの採花が可能でした。

8 月旧盆需要期には、「ふくしましおん」の採花が可能でした。

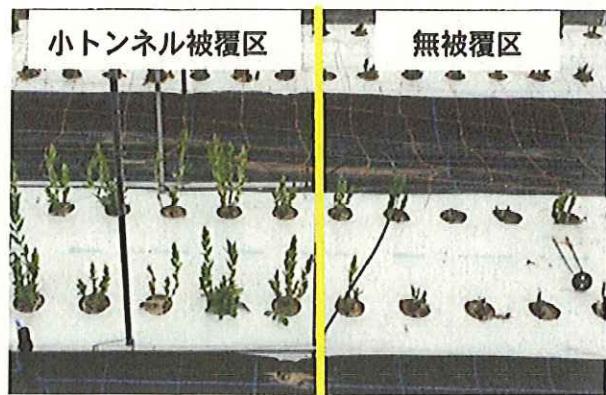


図2 小トンネル除去時の生育（4月）

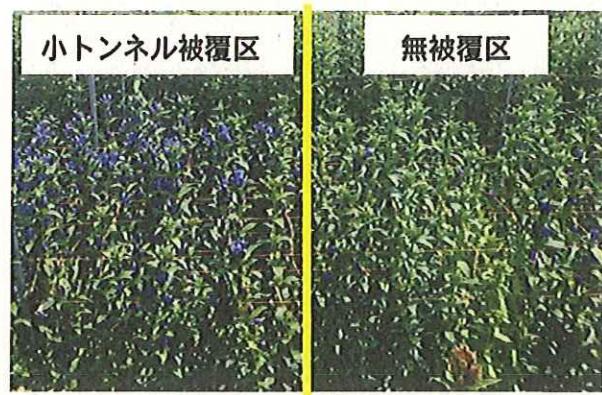


図3 小トンネルによる開花期の差

品種	トンネル被覆	6月			7月			8月	
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬
かせん極早生	有り								
	無し								
ながの極早生	有り								
	無し								
ふくしまさやか	有り								
	無し								
ふくしましおん	有り								
	無し								
尾瀬の夢	一								
ながの2号	一								

※色付き部分が開花期、薄い部分は開花始期と開花終期を表す。

図4 各品種の小トンネル設置の有無と開花期

## その他

- (1) 担当農家自身が栽培した販売用のほ場から、京浜市場や直売所等に今年度初出荷し、好評を得ました。露地のリンドウによる営農が新たに始まりました。
- (2) 「平成27年9月関東・東北豪雨」によりほ場が80cm冠水し、リンドウも土砂付着等の被害を受けました。速やかな排水作業を行ったため、株の消耗や欠株はありませんでした。
- (3) リンドウは宿根草のため、次年度以降も開花することから、翌春以降も小トンネル被覆技術を組み合わせる等して、浪江町で安定してリンドウの需要期出荷が出来る栽培体系の確立が期待されます。

## 2 浪江町におけるトルコギキョウ実証栽培の状況〔冬季出荷〕

- (1) 試験場所 浪江町幾世橋字一里檀 130-1
- (2) 試験面積 1 a
- (3) 実施期間 平成27年4月～平成28年1月
- (4) 担当農家 NPO法人 Jin (理事 川村博氏)
- (5) 耕種概要

- ・品種：冬季出荷を実証するため、20品種を供試  
(赤色系：8品種、白色系：7品種、桃色系：5品種)
- ・9月中旬～下旬に定植し、現在栽培中。電照処理による開花促進効果等を調査しています。試験区は、1月に開花見込み。

### その他

- (1) 担当農家自身が栽培した販売用のトルコギキョウは、今年も京浜市場や直売所等に出荷され、価格・品質も良好でした。また、8月定植の赤色系品種は、12月中下旬に開花の見込みです。

2-1-49

### 3 飼料用トウモロコシ実証栽培の状況

- (1) 試験場所 浪江町高瀬根木内 91
- (2) 試験面積 10 a
- (3) 担当農家 原田登 氏
- (4) 耕種概要
  - ・播種 : 5月 16 日
  - ・品種 : タラニス (極早生: 県奨励品種)
  - ・施肥量: 県施肥基準のとおり (/10a)  
〔堆肥 4t、苦土石灰 100kg、ようりん 60kg、  
ほほえむ 444 70kg、尿素 10kg (追肥)〕
  - ・収穫 : 8月 19 日



図1 播種作業

#### 実証栽培のポイント

土壤診断に基づくカリ施用 (目標値: 40mg/100g 乾土) による放射性セシウム吸収抑制技術の実証

#### 実証栽培の結果 (中間報告)

##### (1) 放射性セシウム濃度は暫定許容値未満でした。

放射性セシウム濃度 (水分 80%補正值) は※3.5 ベクレル/kg (セシウム-134 0.7Bq/kg、セシウム-137 2.8Bq/kg) となり、暫定許容値の 100Bq/kg 及び生産者団体の定めた自主基準値の 30Bq/kg を大きく下回りました。(なお、栽培前の土壤診断結果から、カリの増施は必要なく県施肥基準どおりに施肥しています。)

※ 速報値のため確定値と異なる場合があります。

##### (2) 収量は乾物で 1.9 トンとなり生産目標は概ね達成しました。

適切な圃場管理により、収量は 10 アール当たり生草で 7.7 トン、乾物で 1.9 トンとなり、県酪農・肉用牛生産近代化計画による生産目標の 5.0 トン (生草) を上回りました。

#### その他

来年度に向けて、飼料用トウモロコシ栽培跡地に永年生牧草 (オーチャードグラス・アカクローバ) を9月 16 日に播種し、今までの生育は順調です。来年度は、播種した永年生牧草の放射性セシウム吸収抑制技術 (土壤表層の破碎効果等) を実証する予定です。

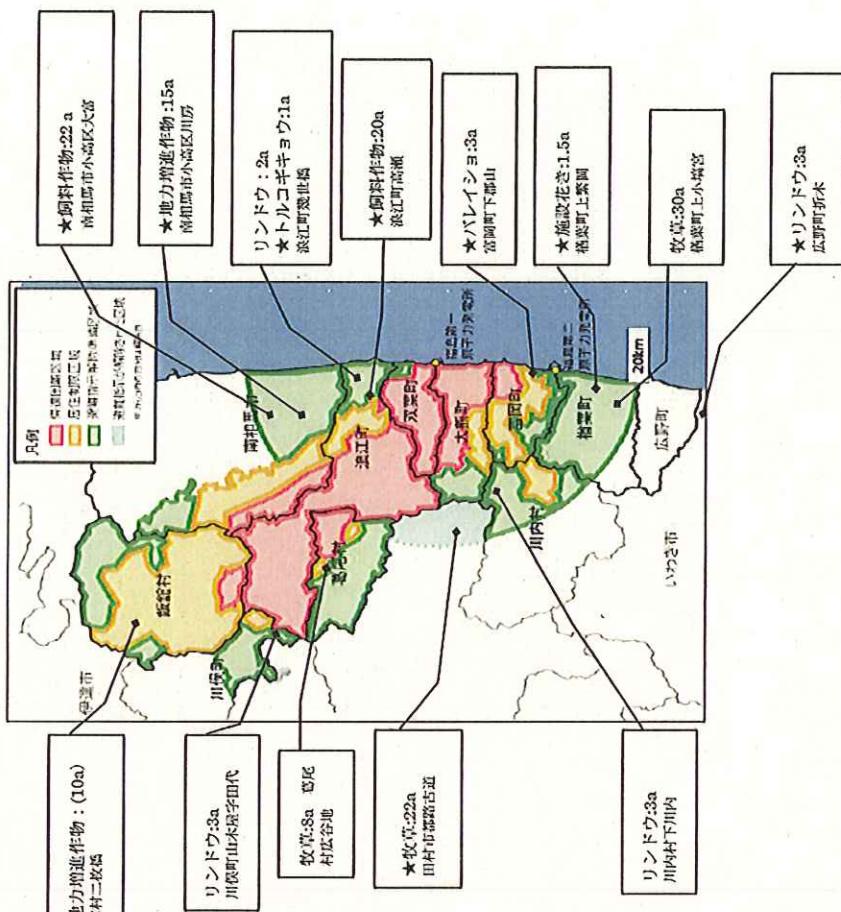


図2 飼料用トウモロコシ (7月 22日)

## 営農再開に向けた作付実証研究(県による実証研究)

NO	市町村	地区	概要
1	川俣町	山木屋	リンドウ14品種(平成26年6月3日定植)の実証栽培を行う。ジベレン処理、トトニル開花前地、市場での承認を実施する。
2	田村市	都路町古道	牧草 夏としてスズラングラスを栽培し、秋に永年生牧草を播種予定である。
3	南相馬市	小高区大富	飼料用トウモロコシ 地力地造作物
4	南相馬市	小高区川原	除草(刈り倒し)後圃地における飼料用トウモロコシの放射性セシウム吸収抑制の実証を行う。
5	飯館村	二牧橋	地力地造作物を用いた農地保全についての実証を行う。夏性:大麦、クローバー、ヘアーベーブル、ソバ、秋を作:マメ科地力地造作物を用いた農地保全についての実証を行う。地力地造作物を用いた土壤法亡防止、地力増強を実施する。(福島県施肥基準等を参考)。
6	広野町	折木	リンドウ リンドウ8品種(6月上旬定植)の実証栽培を行う(極旱生、早生系を主体に板岸深耕まで)。
7	柏葉町	上森岡	施設花き トルコギキョウ8品種(8月盆栽)の実証栽培を行う(極旱生、早生系を主に板岸深耕まで)。
8	柏葉町	上小郷	牧草 永年生牧草の実証栽培を行う。カリの追肥は交換性カリの畳置測定結果に基づき実施する。
9	宮岡町	下郡山	ハベイショ 除草後圃地(雑草)の「ハイショ」の実証栽培を行ふ。カリによる吸収抑制対策の実証(既存研究成績を参考)
10	川内村	下川内	リンドウ14品種(平成26年6月4日定植)の実証栽培を行う。ジベレン処理、トトニル開花前地、市場での承認を実施する。
11	浪江町	幾世橋	リンドウ リンドウ14品種(平成26年5月29日定植)の実証栽培を行う。ジベレン処理、トトニル開花前地、市場での承認を実施する。
12	浪江町	幾世懸	トルコギキョウ トルコギキョウ10品種(5月下旬播種、8月上旬定植、12月出荷の作型)の実証栽培を行う。加温、電照、大苗定植を実施する。
13	浪江町	高瀬	除草(深耕)後圃地における飼料用トウモロコシの放射性セシウム吸収抑制の実証を行ふ。
14	葛尾村	広谷地	永年生牧草の実証栽培を行う。カリの追肥は交換性カリの畳置測定結果に基づき実施する。

口県では、原発事故により避難を余儀なくされている地域等の避難車両・農業再生を図るため、国や県の研究機関等が開発した吸収抑制剤などの基幹技術を基に、現地で作付実証を平成25年度から実施しています。



2-1-51

## リンドウ(1年目)、施設花き周年栽培

### 現地に導入した実証技術

- ・浜通り平坦部におけるリンドウ栽培の実証  
・トルコギキョウ、カンパニユラ等による周年栽培の実証

〈実施場所〉

浪江町(幾世橋)

福島県農業総合センター生産環境部福島市駐在

Fukushima Agricultural Technology Centre  
福島県農業総合センター

### 土壤の状況(化学性、放射性セシウム)

実施場所	地目	除染方法
浪江町(幾世橋)	畑	深耕

・栽培前には、土壤分析が必須です

作付け前の土壤分析値	pH (H <sub>2</sub> O)	EC (mS/cm)	CEC (meq/100g)	P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> (mg/100g)	K <sub>2</sub> O (mg/100g)	CaO (mg/100g)	MgO (mg/100g)
リンドウ	5.6	0.07	19.5	51.3	36.3	164.9	20.7
トルコギキョウ	6.0	0.05	18.3	56.5	36.4	130.4	23.8
カバユリ等 (トルコギキョウ等の作物直後)	6.0	0.26	18.3	32.4	62.2	133.2	42.2

除染(深耕)後の作土15cmの放射性セシウム濃度(Bq/kg・乾土)

露地	<sup>134</sup> Cs	137Cs	<sup>134</sup> Cs + <sup>137</sup> Cs合計
(リンドウ)	290	900	1,190

※採土日: 平成26年4月3日に測定補正した値



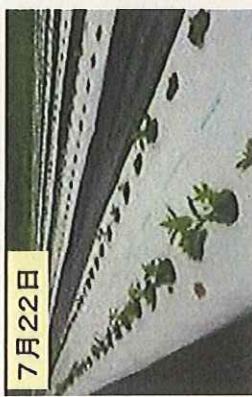
5月29日 定植



10月7日



5月3日 堆肥散布



7月22日

## リンドウの生育

定植30日後にジベレリン処理を実施（県成績の実証）

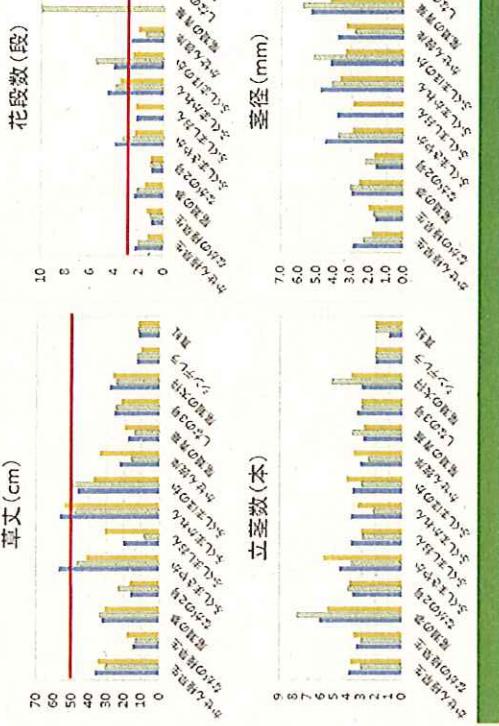
→ 除染後農地でも旺盛な生育を示した。



2-1-53

## リンドウの生育

定植年の生育良好。旺盛な生育。



## リンドウの生育

定植30日後にジベレリン処理を実施（県成績の実証）

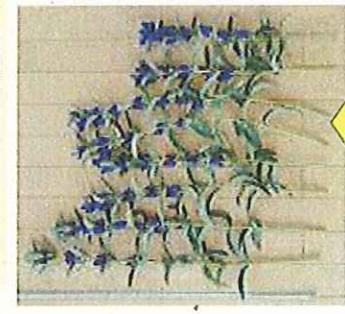
→ 一部の品種では定植年に切り花ができた。



## リンドウの生育

定植30日後にジベレリン処理を実施

→ 一部の品種では定植年に切り花ができた。



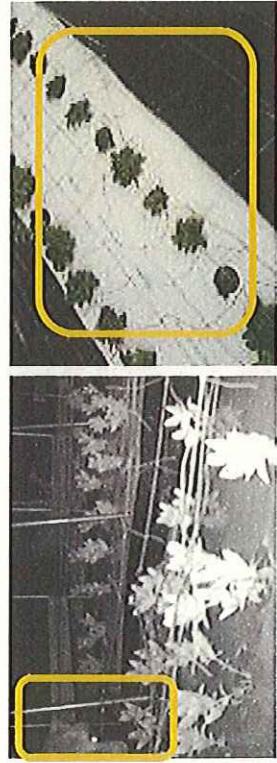
早期のフラーネット設置と  
適切なネット管理が必要

7

8

## 野生鳥獣による被害

定点カメラによる調査(回)  
 目中 イタシ タヌキ キツネ → 電気牧柵等による対策が必要  
 夜山 4 - -  
 2 3  
 ※29日間調査、日中6:00~17:00、夜間17:00~翌6:00



タヌキによるフラーーネット噛み切り被害

## 導入した実証技術の評価(まとめ)

- ① 土壌診断
  - ・除染後のほ場においても、リンドウ定植年の生育は良好
- ② ジベレリン処理によるリンドウの株養成技術
  - ・定植30日後ジベレリン処理で、生育確保。
  - ・一部品種では、定植年に切り花収穫が可能。
- ③ 県オリジナルリンドウ品種主体の連続出荷技術
  - ・供試14品種の生育は良好。



次年度の計画  
 ・切り花調査(開花期、品質)  
 ・市場PR、求評  
 (実証区外の市場出荷)

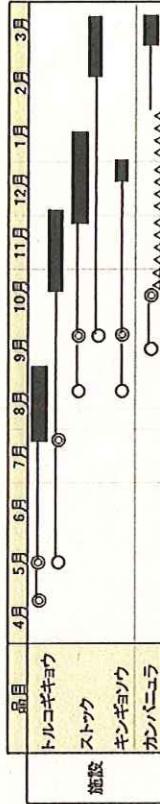
## 現地に導入した実証技術

### ① 土壌診断

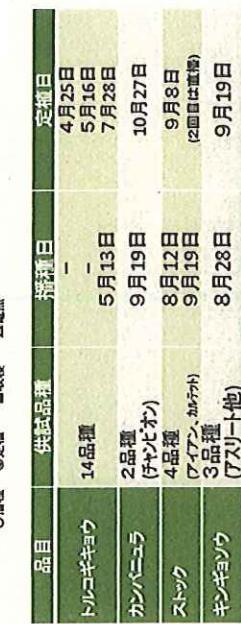
- ② ジベレリン処理によるリンドウの株養成技術(H23県成績)
- ③ 県オリジナルリンドウ品種主体の連続出荷技術(H23県成績)
- ④ 無積雪地帯におけるリンドウ株の越冬技術(H23県成績)

## 花き周年栽培(浪江町)

浜通りの気象条件を活かした施設での花き栽培



- ⑤ トルコギキョウ切り花の花持ちを良くする栽培・出荷方法(H24県成績)
- ⑥ カンペニユラ・メジュームの効率的な長日処理法(H24県成績)
- ⑦ 市場評価調査



2-1-54



## 花き周年栽培（切り花品質・栽培）

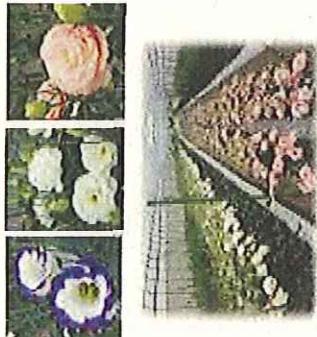
### ○未経験者でも花き栽培が出来るかどうか

→ 実証栽培により栽培方法を習得できた  
品質が良く、日持ちの良い切り花が栽培できた



トルコキキョウの品質を左右する  
枝や葉の整理

13



色とりどりに咲いたトルコキキョウ

14

## 花き周年栽培（切り花品質・栽培）

### ○通い耕作でも、施設で花きの栽培ができるか

→ 一部施設の自動化や、防虫ネット等の対応で栽培できた



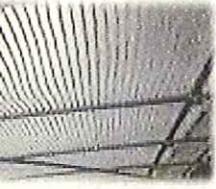
ハウスパイドの  
自動開閉  
タイマーによる  
自動灌水  
害虫の侵入を防ぐ  
防虫ネット

15

## 花き周年栽培（市場PR、求評）

### ○市場で売れるのかどうか

→ 京浜市場へのPR、現地検討等で不安が解消  
JA、全農福島との連携で、販売網の整備  
初めて生産した切り花が市場に高く評価された  
(※出荷物は実証研究圃場に併設して栽培したもの)



震災後3年5ヶ月目に  
トルコキキョウの出荷が再開  
市場への展示PR

16

2-1-55

## 花き周年栽培（秋冬作）

- ・浜通り平坦部の冬季温暖な気象条件を活かして、秋～冬も花き栽培に挑戦したい。
- ・暖房費に係る経費を抑えて、無加温で栽培したい。
- ・トルコギキョウに統いて栽培できる品目を検討したい。

→ストック、キンギョソウが栽培できた



冬季無加温で栽培したストック

キンギョソウ

17

## 花き周年栽培（秋冬作）

- ・カンパニユラを2～3月に出荷したい（通常は4～5月）
- 「長日処理でカンパニユラの開花前進」が実証できた



冬季無加温で栽培したストック

キンギョソウ

18

## 導入した実証技術の評価（まとめ）

### ① 土壌診断

・トルコギキョウ後作のストック、カンパニユラは無肥料で栽培可能。

### ⑤ トルコギキョウ切り花の花持ちを良くする栽培・出荷方法 (H24県成果)

・花の日持ちが良い切り花が栽培できた。

### ⑥ カンパニユラ・メジームの効率的な長日処理法 (H24県成果)

・3月中旬からカンパニユラを収穫できた。

### ⑦ 市場評価調査

・風評被害は無い。  
・市場から高い評価を得られた。

### 次年度の計画

・トルコギキョウ冬季出荷の検討



## 浪江町「花のまち実現化事業」

### 中間報告書

平成27年11月17日(火)

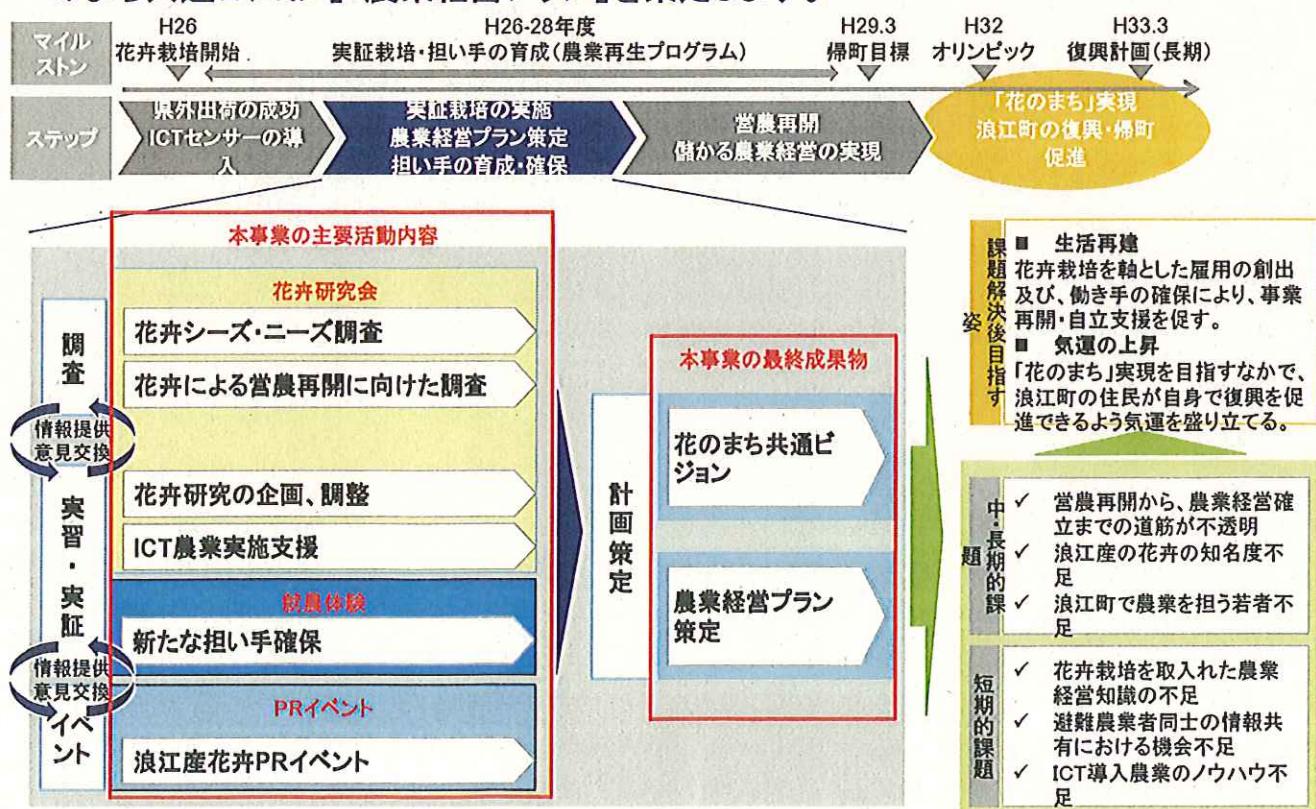
### 目次

1. 本事業のプロセス	3
2. 主要活動の進捗状況	
2-1. 花卉研究会実施状況	5
2-2. 就農体験実施状況	15
2-3. PRイベント実施状況	21
3. 最終成果物イメージ	
3-1. 花のまち共通ビジョン	26
3-2. 農業経営プラン	28

2-1-57

## 1. 本事業のプロセス

本事業では、「花卉研究会」「就農体験」「PRイベント」を実施し、最終成果物として「花のまち共通ビジョン」「農業経営プラン」を策定します。



## 2. 主要活動の進捗状況

### 2-1. 花卉研究会実施状況

#### 【花卉研究会実施状況(実施プロセス)】

町への提言に繋がる「花のまち共通ビジョン」と営農者向けの「農業経営プラン」は研究会メンバーの意向を踏まえた形で検討を進めております。

##### 花卉研究会の進め方

※研究会出席状況は別紙1参照

第1回(7/13)  
第2回(8/24)

第3回(10/1)  
第4回(11/5)

第5回  
(12/15予定)

第6回  
(1/11予定)

第7回(2/11予定)  
第8回(3/24予定)

■現状抱える花卉栽培における課題の抽出・検討

■ニーズ・シーズ調査結果の意見交換

■営農者を見据えた農業経営プラン(骨子)の意見交換

■営農者を見据えた農業経営プランの意見交換

■農業経営プランの取りまとめ、報告

■目指すべき“花のまち”的イメージの意見交換

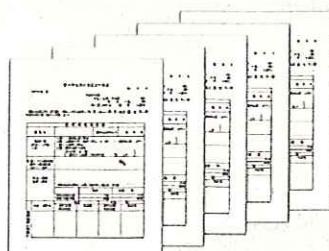
■“花のまち”共通ビジョン(素案)の意見交換

■ICT活用事例の共有

■“花のまち”共通ビジョンの取りまとめ、報告

##### 研究会における成果

##### — 営農者向けの農業経営プラン —



研究会メンバーの個別事情に沿った、営農および改善プランを作成する  
✓NPO法人Jin営農改善計画  
✓復興祈念公園活用営農計画(荒川さん向け苗栽培含む)  
✓新規営農計画(トルコ・リンドウ・さかきなど)



研究会メンバーより出した意向・アイデアを取りまとめ “花のまち”共通ビジョンとして事務局により取りまとめる

##### — “花のまち”共通ビジョン —

## 【花卉研究会実施状況(農業経営プラン)】

営農意向のある研究会メンバーに向けて、個別の農業経営プランを策定しております。

### 農業経営プラン策定に向けたプロセス

#### ①課題の洗い出し、整理

#### ②個別ヒアリング実施

#### ③農業経営プラン策定

##### 【目的】

新規就農、または営農再開を目指す際に直面する課題を体系的に整理する。

##### 【手法】

花卉研究会や新たな担い手確保活動(大学生による就農体験やワークショップ)において出された意見に加え、書籍等を情報源とした事務局による机上調査を実施する。

##### 【目的】

①の課題整理を踏まえて、営農意向のある花卉研究会メンバーに個別ヒアリングを実施し、各々のケースに応じた課題の抽出を行なう。

##### 【手法】

花卉による営農再開、もしくは新規就農を希望する花卉研究会メンバー其々が営農再開に向けて抱えている課題認識や目指す営農の姿について取りまとめるため、個別のヒアリングを実施する。

##### 【目的】

②の個別ヒアリングを踏まえて、個々の実情や今後目指す営農の姿に応じた農業経営プランの策定を行なう。

##### 【手法】

安心安全な花卉生産の確立と、持続可能な栽培の実現を目指し、各メンバーの意向を踏まえた上で事務局により農業経営プランの素案を作成し、これについて花卉研究会で意見交換を実施する。

7

## 【花卉研究会実施状況(花のまち共通ビジョン)】

花のまち共通ビジョンとして、自立した花卉栽培の確立だけでなく、復興祈念公園を活用した雇用創出、さらにはそれらをつなぐ観光ルート化を目指しております。

### 花のまち共通ビジョン(事務局たたき台)



#### 花卉栽培／さかき栽培の確立

- 帰町後、自立した生活が可能となるために花卉栽培を主に行うとともに、副収入としてさかき栽培を行う営農スタイルを確立する

#### 復興祈念公園を活用した雇用創出

- 浪江町(福島県)で運営する復興祈念公園を指定管理者制度とし、種苗などの提供(農家による販売)だけでなく、管理・運営者を帰町者における雇用の受け皿とする

#### 花卉を用いた観光ルート

- 花卉栽培ほ場や復興祈念公園にて、フラワー アレンジメントや販売会、また鎮魂イベントを行い、生産拠点としてではなく、観光資源としても活用する

8

2-1-60

## (参考)研究会状況

過去の研究会において、様々な目指すべき“花のまち”的イメージが出されました。

### 花卉研究会メンバーの“花のまち”イメージ



花卉栽培・営農

- ✓ 町を消さないためには、若者が花卉栽培で起業し、定住している姿が望ましい
- ✓ フラワーコーストコースト構想にのった提言を行い、国・県・JA・市場等の関係者と協業した大きな動きにしていきたい
- ✓ 赤いトルコギキョウは他産地では栽培されていないため、浪江町の象徴的なものとして
- ✓ 普通の状況とは違うので、柔軟な考え方の中で、次世代まで続けられる方法を考えていく必要がある
- ✓ 浪江町の農業を確立し、自分も作ってみたいと気運醸成につなげたい

- ✓ 町関係者にとって3.11は特別な日であるため、鎮魂イベントなど何か企画し実施していきたい
- ✓ トルコギキョウの花言葉は希望であり、赤は命や血潮のイメージのため、復興の象徴としてPRしたい
- ✓ 花はみんなに見てもらうことが大事であり、そのためには浪江町に来てもらうことが必要である
- ✓ 復興祈念公園の場所は双葉・浪江に決まったため、フラワーロードや鎮魂の地として浪江の花を使った整備が考えられる
- ✓ 国のイノベーションコースト構想のフラワーコーストの一環として取り組んでも良いのでは



観光・集い

- ✓ 花卉栽培農家が点として維持するのは難しいため、点と点をつなげ、線からさらに輪になることが大事である
- ✓ 花卉は、直売所での販売に加え押し花としても売ることが出来たため、エコとしてPRすることができる
- ✓ 花以外にも浪江産の特産物や特色と合わせることにより町のPRにもつなげることができます
- ✓ 駅や道に花を飾り、花をPRするとともに町のクリーンアップや観光につなげていくことが考えられる
- ✓ 常磐道の開通を見越し、観光客が浪江町に来るよう、観光資源として花を使っていきたい



復興祈念・鎮魂

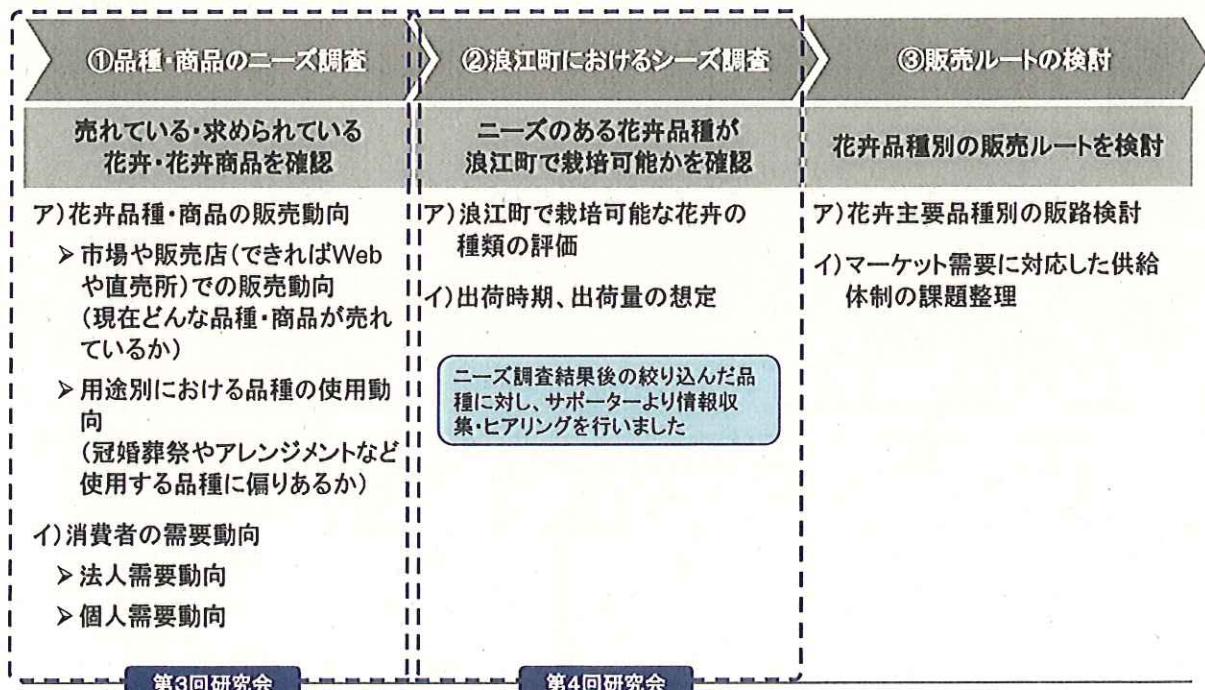
9

## (参考)シーズ・ニーズ調査

今後需要のある花卉品種に対し、浪江町での生産可否や販売方法を検討しました

### シーズ・ニーズ調査のプロセス

調査項目



10

2-1-61

### (参考)シーズ・ニーズ調査【①品種・商品】

栽培品種の候補としては、トルコキキョウ、リンドウ、キクが有力です

## 切花の品種別評価

品種	花卉市場 伸長率	種苗メー カー注目	競合 (海外産)	販売 動向	販売タイプ別 価格	需要 時期	備考
今後花卉 市場で成 長が期待 される品 種	トルコギキョウ	主要伸長商 品の第1位 (2013年)	栽培しやすく 歩留まりが高い		小売店(夏)	駅ターミナル型 400~1200円 (2~5本当り)	婚礼 葬儀 敬老の日
切花市場 売上では キク類が トップ	リンドウ	主要伸長商 品の第1位 (2011年)			小売店(秋)		敬老の日
栽培は難 度が高 く、新規参 入難しい	キク			輸入切花シヤツ 第1位 (2013年)	小売店、量販 店、ホームセ ンター(周年)	仏花 お盆、お彼岸 正月	切花売上8割 (カインズホーム)
	ストック	主要伸長商 品の第1位 (2012年)					葬儀
	バラ		周年安定、注 目種多い		量販店、ホー ムセンター (周年)	駅ターミナル型 300~700円 (1本当り)	葬儀花 クリスマス
	カーネーション		丈夫で長持ち 注目種多い	輸入切花シヤツ 第2位 (2013年)	量販店、ホー ムセンター (周年)		母の日
	カスミソウ						葬儀

11

## (参考)シーズ・ニーズ調査【②浪江町におけるシーズ】

トルコ・リンドウを基本に、栽培期間の異なる品種との組合せで通年栽培も可能です

### 浪江町における花卉品種別の栽培条件や出荷量

青の帯:作付時期  
緑の帯:収穫時期

栽培期間の内、同品種が販売可能

温度管理により、本来の栽培期間よりも生育可能

\*「出荷量」「単価」「面積あたりの生産量」は浜通り地区におけるデータ(平成26年)  
\*トルコギキョウは、温度管理(暖房)と長日処理(育成)により各期出荷可能

出所：福島県農業総合センター提供資料より

2-1-62

**(参考)シーズ・ニーズ調査【さかき栽培の可能性】**  
花卉栽培に比べ、手間はかかりず、一年を通して物日(ものび)の需要があります

さかき栽培方法や市場ニーズ、販売方法

栽培方法	【場 所】・山林のように40%の遮光が必要 ・畑の場合は遮光木を植えること	【収 穫】・600本／10a ・挿し木は3～4年目から収穫可能												
市場ニーズ	【時 期】・一年中安定した需要あり。 ・物日(ものび)に需要があるため 月中(15日)、月末(30日)前に注文出荷が多くなる	【産 地】・「品質が安定している」等の理由で 静岡県産さかきの評価が高い ・中国からの輸入品が多い中で 国産さかきにこだわる花屋も多い												
販売方法	【市場販売】・さかき取扱量はここ3年で漸減 (東京都中央卸市場資料より) 【ネット販売】・一方、ネット販売は、小口配送などのサービスで販売を拡大	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>市場販売(A社)</th><th>ネット販売(B社)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注文受付</td><td>月2回</td><td>24時間</td></tr> <tr> <td>発送時期</td><td>数営業日後</td><td>当日発送</td></tr> <tr> <td>注 文 量</td><td>一定ロット以上</td><td>30束から注文可</td></tr> </tbody> </table>		市場販売(A社)	ネット販売(B社)	注文受付	月2回	24時間	発送時期	数営業日後	当日発送	注 文 量	一定ロット以上	30束から注文可
	市場販売(A社)	ネット販売(B社)												
注文受付	月2回	24時間												
発送時期	数営業日後	当日発送												
注 文 量	一定ロット以上	30束から注文可												

13

**(参考)**

花卉研修:被災地における先進農家視察(南相馬における花卉栽培地)

10月1日(木)には、南相馬市にて花卉栽培を行っている農家(堀内知子さん、及び早坂清昭さん)を視察し、花卉の組み合わせによる効率的周年栽培や、トルコギキョウ栽培における扇風機の活用等について意見交換・情報収集しました。

堀内知子さんのは場視察



堀内さんは、農水省からの支援を受けて、トルコギキョウとカンパニュラの組み合わせによる効率的周年栽培技術の確立されております。

早坂清昭さんのは場視察



早坂さんご夫婦で管理、及び栽培を行っている9棟のビニルハウスを視察し、扇風機の活用法等について意見交換を実施しました。



意見交換を行う堀内さん  
と川村浪江花卉研究会  
会長



早坂さんのお話に耳を  
傾ける花卉研究会メンバ

14

2-1-63

## 2. 主要活動の進捗状況

### 2-2. 就農体験実施状況

#### 【就農体験実施状況(実施プロセス)】

就農体験では、ワークショップを通して、若者の農業への参加に係る課題を解決に導き、若者が復興にむけた一翼を担います。

##### ワークショップ計画

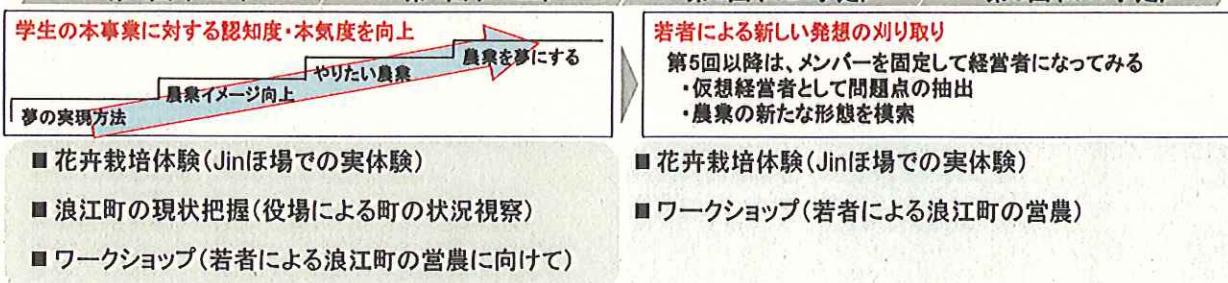
第1回(8/27)  
第2回(9/21)

第3回(10/17)  
第4回(11/29)

第5回(12/20予定)  
第6回(1/24予定)

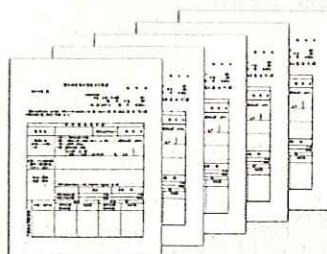
第7回(2/21予定)  
第8回(3/17予定)

※参加学生は別紙2参照



#### 就農体験における成果

##### — 営農者向けの農業経営プラン —



若者の柔軟な発想を刈り取り、営農および改善プランの一部とする(※1)  
✓新規就農者確保の施策(仮)  
✓新規販売ルートの模索(仮)  
✓営農経営の新しい発想(仮)

(※1)第5回以降の就農体験での議論内容を取り込む

##### — “花のまち”共通ビジョン —



就農体験で若者より  
出した意向・アイデアを  
取りまとめ “花のま  
ち” 共通ビジョンとし  
て事務局により取りま  
とめる

## (参考)

第一回就農体験では、第1回は、町の現状を認識し、町復興に向けた自分なりの思いを確認しました。

### ワークショップの目的

#### 目的

- 浪江町の現状把握(自分なりの思いを整理)
- 夢実現に向けた成功経験の振り返り

### 検討結果

#### 検討結果

##### 【浪江町の現状把握】

- ・人が住んでいたとは思えないような寂しい雰囲気である。
- ・「再生」と「復興」について、どのように考えるべきか。
- ・原発(放射能)という見えない敵に対してどのように対抗すべきか。
- ・悲惨な状況ではあるが、だからこそ可能性も膨大である。

##### 【夢実現に向けて】

- ・魅力を見つけ出す事が重要。(誰かのために、とか)
- ・自身の信念を貫くこと。自信をもって対応すること。
- ・ビジョンを明確にし、多くの人で共有すること。
- ・あきらめず次への行動へ移す強い意志。(実行力)

17

## (参考)

第二回就農体験では、若者が楽しいと感じる農業、やりたくなる農業について意見を出し合いました。更に、そのための課題について検討しました。

### ワークショップの目的

#### 目的

- 若者が感じる楽しい農業及びやりたい農業を検討し、そのために必要な事項を洗い出す

### 検討結果

#### 検討結果

##### 【若者が楽しいと感じる農業、やりたくなる農業】

- ・シフト制での農業 ⇒ 自由時間が確保されプライベートを充実できる
- ・婚活イベントとして短期間(数ヶ月)農業を行なう ⇒ 新しい形態
- ・利益ができない、もしくは副業ができる余裕がある ⇒ 金錢的余裕
- ・金錢、時間に余裕があり、相談できる仲間がいること ⇒ ストレスフリーな環境
- ・エンドユーザーとの直接的なつながり及びフィードバック ⇒ 達成感

##### 【農業を始めるに当たっての課題】

- ・初期のコスト(道具や土地の購入)、営農の知識が不足している ⇒ 農業を始める土台がない
- ・自分の力でやっていけるかの不安が強い ⇒ 失敗するリスク
- ・営農を実施するに当たり相談できる仲間がない ⇒ つながりがない
- ・同年代で実施している人がいない ⇒ 同世代のコミュニティがない

18

2-1-65

## (参考)

第三回就農体験では、「若者の花卉栽培(農業)のイメージ」と「実態(川村さん)」との乖離を把握し、原因を確認しました。

### ワークショップの目的

#### 目的

- 花卉栽培(農業)のイメージと実態との乖離を把握
- 上述の乖離原因の確認

### 検討結果

#### 検討結果 (1)

##### 【花卉栽培(農業)のイメージ ⇒ 実態】

乖離:太字  
今後に向けたポイント:斜体文字

- ・肉体的に大変である ⇒ 農業機器が発達し機械化されている
- ・自由な時間が確保できない ⇒ 自由時間はある。1年のうち、9ヶ月働いて3ヶ月休む人もいる
- ・もうからない ⇒ もうかる。夫婦で2000万～5000万の売上を得ている。利益は半分程度
- ・天災等が起きたときの金銭的リスクが高い ⇒ 保険制度が充実によりリスク回避が可能
- ・ダサい ⇒ 高齢者が多く、若い女性はあまりいないので現状はそうかもしれない
- ・転職ができなくなる ⇒ 農業者の転職はあまり聞いた事がない。ただ兼業農家は大勢いる
- ・主体的なビジネスを実施できない ⇒ そのようなことはない。自ら考え方を実施できる
- ・大学の知識を活かせない(農業のノウハウがないとできない) ⇒ 他の会社でも同じ
- ・就職の選択肢がない ⇒ そもそも農業関連企業等が就職セミナー等で若者を採用する形態がすくない。雇用主と雇用者の関係になる農家は母数が少ない
- ・高齢者が大多数なので、逆に若者が輝けるかもしれない ⇒ その通りでありチャンスがある

19

## (参考)

第三回就農体験では、「若者の花卉栽培(農業)のイメージ」と「実態(川村さん)」との乖離を把握し、原因を確認しました。

### ワークショップの目的

#### 目的

- 花卉栽培(農業)のイメージと実態との乖離を把握
- 上述の乖離原因の確認

### 検討結果

#### 検討結果 (2)

##### 【乖離に関する考察】

##### ＜なぜ乖離がでるのか＞

⇒ メディア等で、マイナスの情報しか報道されない。営農関係者からも積極的な発信がなされておらず、役場や国も発信がすくない。役所のホームページに書かれてもみない。学生も農業は親がやっている人がやる職種のイメージなので、情報を取りにもいかない。

##### ＜就職の選択肢に入らない理由＞

⇒ 起業を考えるに当たっては初期費用が膨大にかかる農業は選択されない。初期費用を借り入れて自ら事業を開始するのはリスクが高すぎる。就職する場合を考えると就職先(農業関連会社)がそもそもない。就職の選択肢に入る取組みをしていないのでは(セミナー等もない)で情報がない

⇒ 儲かるイメージが全くない。自給自足をしている人のイメージであり大学を卒業して自給自足をするつもりはないと考えてしまう。

20

2-1-66

## 2. 主要活動の進捗状況

### 2-3. PRイベント実施状況

**【PRイベント実施状況】**  
実施予定イベントの概要は以下の通りです。

#### 各イベント概要

被災地復興に資する 町民向けPRイベント		浪江産花卉の認知度向上に資する 都市圏イベント		浪江産花卉の認知度向上に資する 市場関係者向けイベント	
対象者	浪江町民	都市圏消費者及び 全国の皆様	市場関係者		
開催予定期	平成28年1月10日(日) (配布準備は平成27年12月中旬~)	平成27年12月18日(金)	平成28年2月(予定)		
開催場所	成人式:二本松市安達文化ホール (配布準備はJinbo場にて実施)	メイン会場:TIC TOKYO サテライト会場:日本橋ふくしま館、 福島県八重洲観光交流館	東京大田市場:中央通路		
概要	目的 町民同士の交流の場を提供するとともに、帰町への思いを更に高める  実施内容 新成人へのトルコギキョウ配布、及び 配布準備(ボランティアによる花の収穫・包装)	目的 東京駅周辺でイベントを開催し、首都圏の一般消費者、並びに全国の方々に浪江町産花卉の認知度を高める  実施内容 イベント会場来場者へ赤いトルコギキョウ配布、復興応援メッセージ募集等	目的 市場関係者に対して、浪江産花卉の取扱拡大をPRする  実施内容 販売店の疑問解消に資するチラシ(いつどのような色の花卉を提供できるか、利用用途の具体案等)の配布	検討中	

## 【PRイベント実施状況】

都市圏消費者向けイベントは以下の通りです。

### 都市圏消費者向けイベント概要

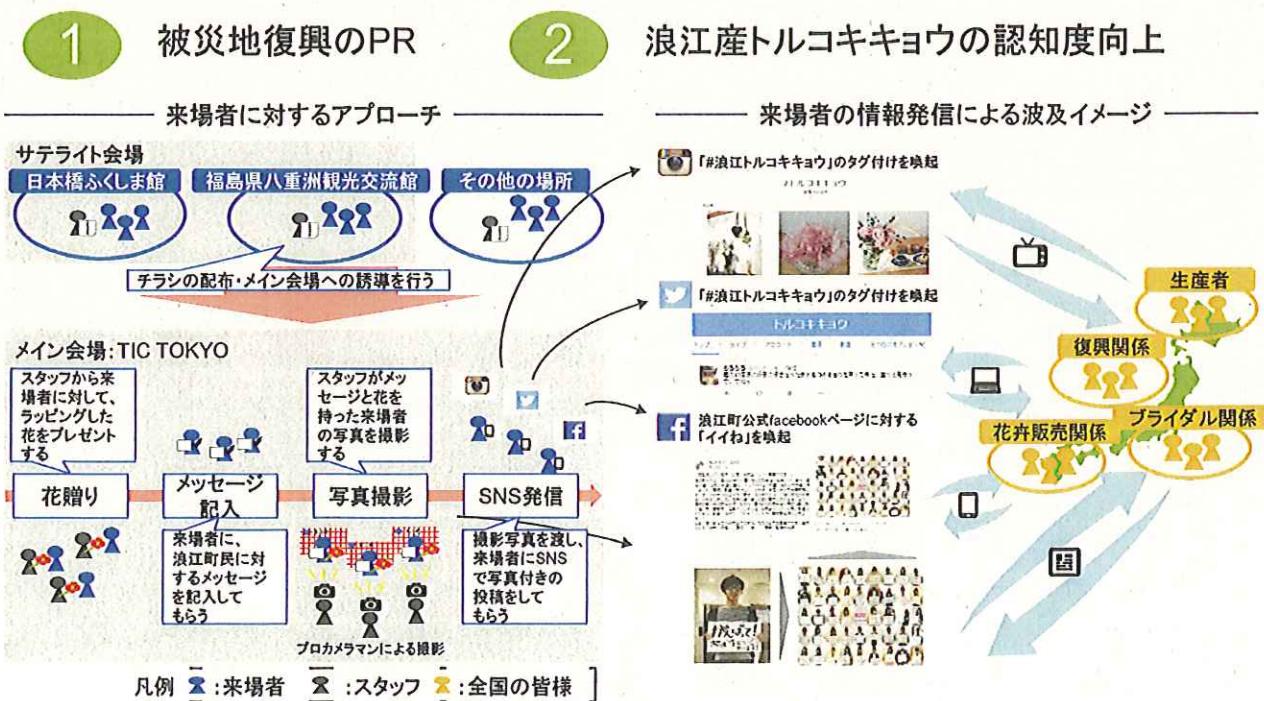
■ 背景・経緯	<p>原発事故の影響により町内全域で避難指示が続く浪江町で、NPO法人Jinがトルコキキョウの栽培を実施している。平成26年8月には、震災後の町内で初めて、農作物の県外市場出荷に成功した。今年度、Jinはトルコキキョウの栽培品種拡大に挑戦しており、県などの指導を受けながら、赤い花を咲かせる品種の栽培に取り組んでおり、これを活用した浪江町産トルコキキョウの認知度向上、ひいては中長期的な販路拡大を目指している。</p>
■ 開催日時・場所	<p>■ 日時 ▶ 平成27年12月18日(金) 10時～18時</p> <p>■ 場所 ▶ メイン会場:TIC TOKYO(東京駅日本橋口から徒歩1分) ▶ サテライト会場:日本橋ふくしま館、福島県八重洲観光交流館</p>
■ 内容・実施主体	<p>■ 内容 ▶ 赤いトルコキキョウの無料配布を伴うイベントを行い、被災地復興と浪江産花卉のPRを行う。</p> <p>■ 実施主体 ▶ 浪江町花卉研究会(生産者、浪江町役場)、デロイトトーマツコンサルティング合同会社</p>

23

### (参考)

### 首都圏イベント(12/18)の開催目的、及び当日の動き・波及効果イメージ

#### イベントの開催目的



24

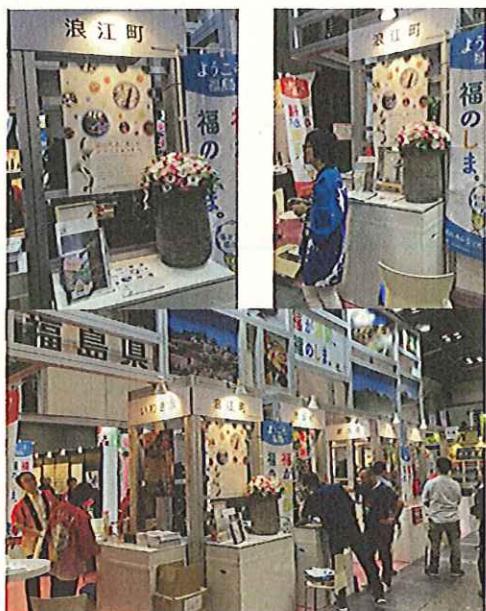
2-1-68

(参考)

## 2015年9月26日(土)・27日(日)ツーリズムEXPOの実施結果

9月25日(金)~27日(日)の日程でビッグサイトで開催された世界最大級の旅の祭典「ツーリズムEXPO」には、173,602人の来場があり、浪江町はチラシ配布を1,000枚程行なった他、なみえ焼きそばの試食も実施し、大盛況に終わりました。

当日の会場の様子



配布したチラシ・パンフレット



### 浪江町は、美しい ハナミエルマチへ

いは、豊かな自然環境と豊かな文化財を有する  
島根県東部の美しい町として有名です。  
なみえを育む美しい水郷のまち。  
さくらの名所でも有名なまち。  
ツバコイロの花農園や「おはな」が人気のまち。  
美味しいお魚やお肉、お野菜など美味しいお土産で  
満足の旅ができるまち。  
この機会にぜひ多くの人に来てもらいたいです。



### 3. 最終成果物イメージ 3-1. 花のまち共通ビジョン

# 花のまち共通ビジョン 目次案

1. Executive Summary	4. 花のまち共通ビジョン実現に向けたプロセスや取組
2. 花のまち共通ビジョン策定に向けた背景	4-1. 主要な取組のスケジュール
2-1 東日本大震災による被害の概要	4-2. 各段階におけるアプローチ
3. 花のまち共通ビジョンが目指す方向性	4-2-1. 短期におけるアクション(平成30年/2018年まで)
3-1. 花卉栽培／さかき栽培の確立	4-2-2. 中期におけるアクション(平成32年/2020年まで)
3-2. 復興祈念公園の活用	4-2-3. 長期におけるアクション(平成37年/2025年まで)
3-3. 花卉を用いた観光ルート	

## 3. 最終成果物イメージ 3-2. 農業経営プラン

2-1-70

## 農業経営プラン 目次案

1. Executive Summary
2. 就農者の略歴等
3. 営農作目
4. 従業員
5. 借入状況
6. 必要資材・資金及び調達方法
7. 販売方法
8. 事業の見通し(利益等)
9. 第三者認証制度

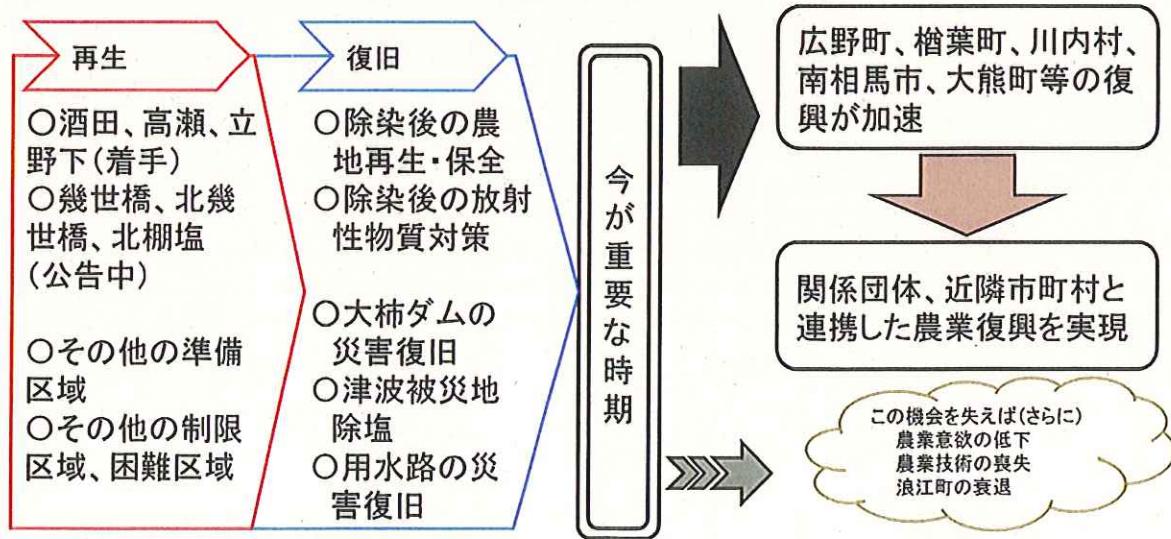


## 浪江町農業再生プログラム ～平成29年3月の帰還開始に向けて～

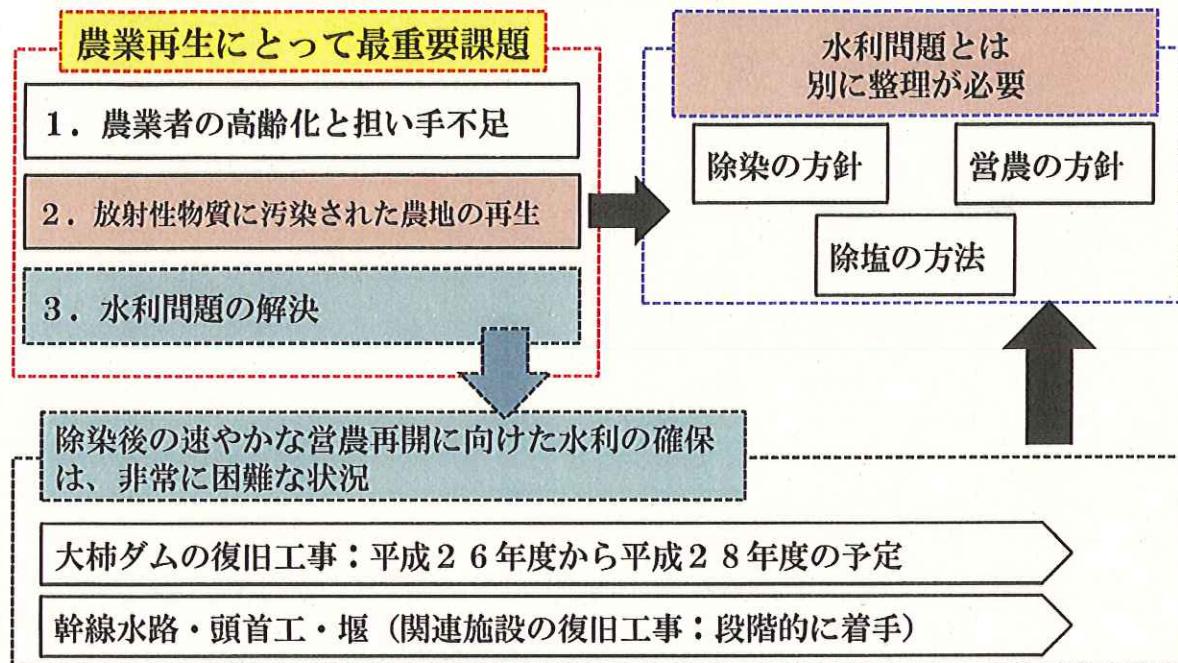
浪江町地域農業再生協議会

### 1. 背景

現在「再生」「復旧」という、これまで経験したことのない大きな課題に直面しており、復興計画(第1次)に掲げる**平成29年3月の帰還開始を目標とした、復興を加速させる重要な時期**



## 2. 課題



## 3. 目的

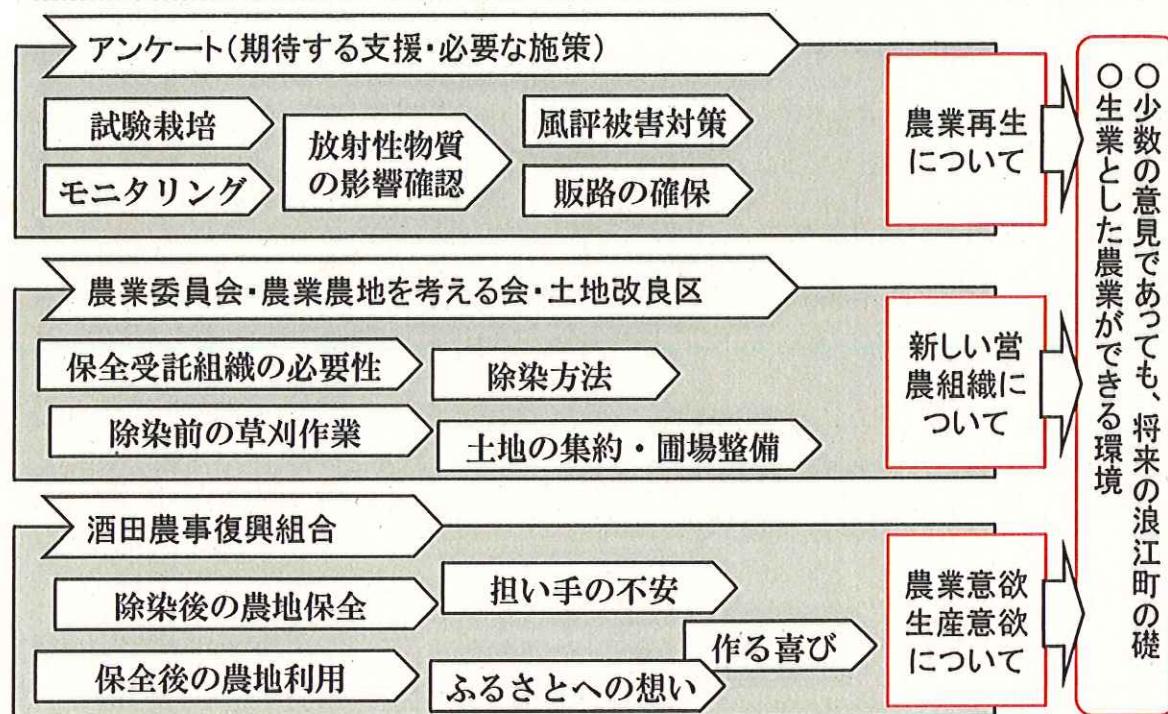
すべての浪江町民の宝である「ふるさと浪江」、その礎である「農業」を関係者が一段となって再生し、浪江町の風景、町民の笑顔に満ち溢れた元気な浪江町を取り戻す

## 4. 基本方針

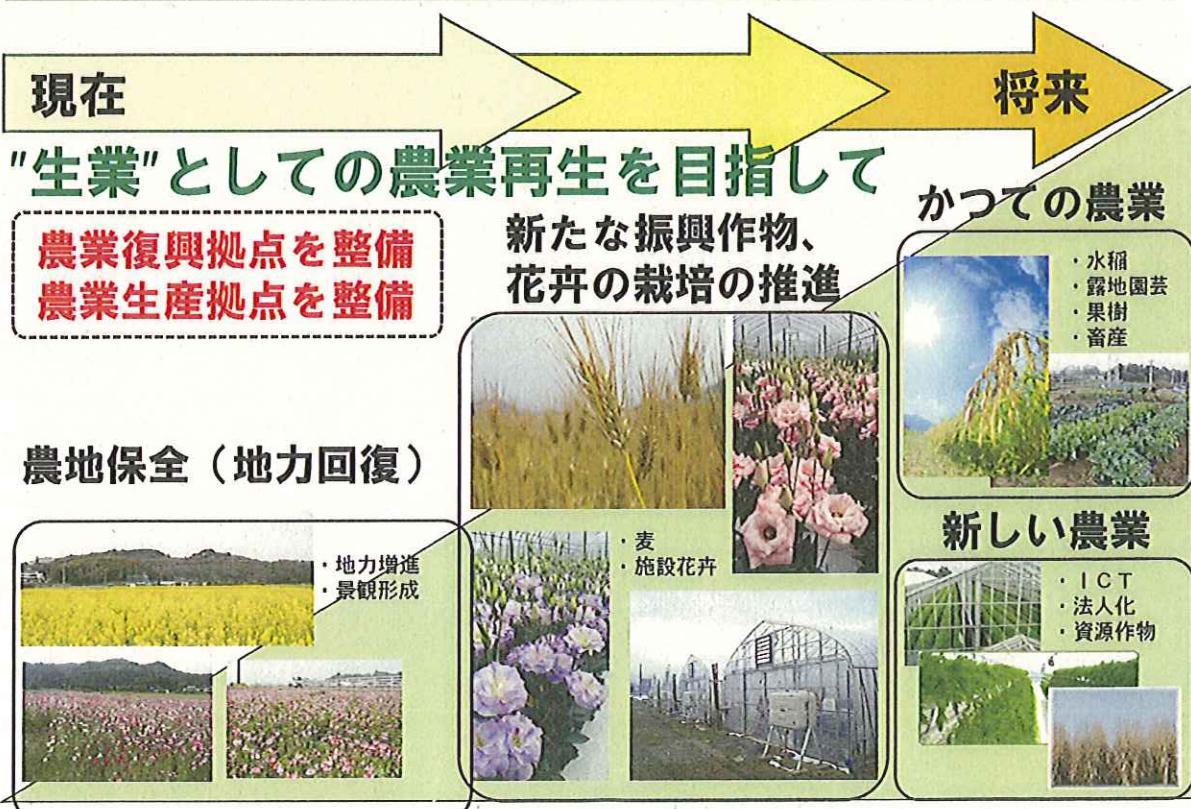
### ふるさとなみえを再生する ～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～

- ・私達が受け継いできた、次世代に向けて引き継げる農地を保全し、将来の浪江町の農業を絶やさない。
- ・農業復興に必要な農作物を生産し放射線対策を実証する。
- ・農業発展に有望な振興作物を栽培し技術を習得する。

## 5. 農業者の声



## 6. 農業再生の長期ビジョン



## 7. 実施期間

平成26年度～平成28年度の3年間

## 8. 実施の取組み

1) 農地保全・農地の集約化

2) 農業用施設整備

3) 実証栽培・担い手の育成

### 1) 農地保全・農地の集約化



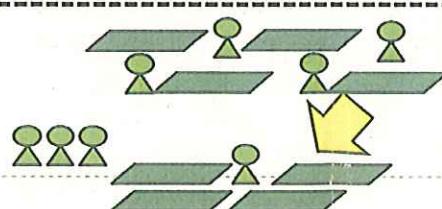
地区ごとに復興組合を組織し、除染完了後に農地保全活動を実施  
自主的な管理が困難な農地については、復興組合を中心に利用集積を推進

意欲ある農業者が作業受託組合を組織し、地区間の連携や集約化を推進

「再生加速化交付金事業」を活用した圃場整備の検討

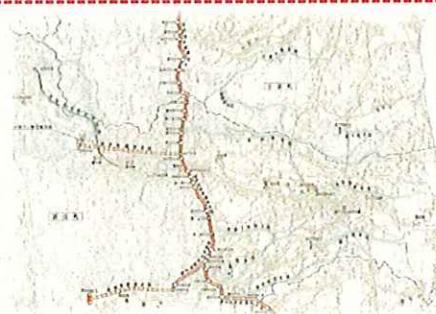
大規模な景観形成作物の栽培による地力の回復とふるさとの原風景を再生

集落営農や企業的経営体制など営農組織についても検討



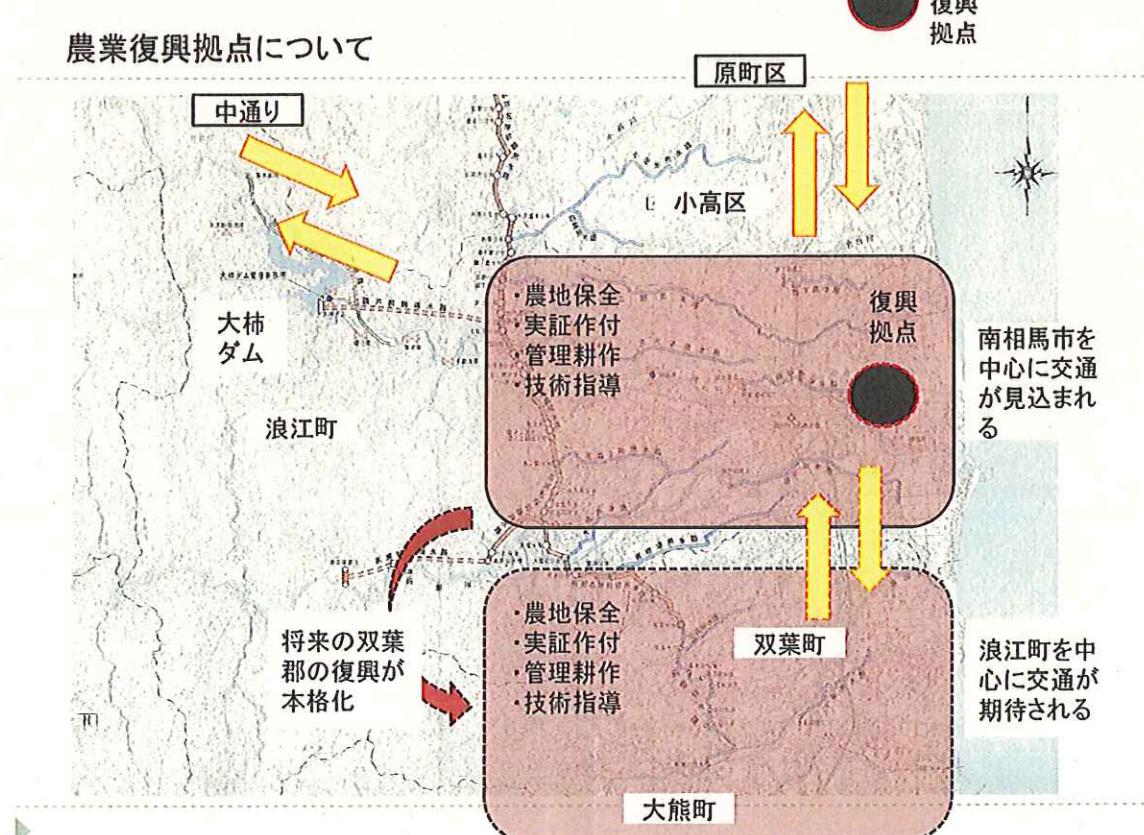
## 2) 農業用施設整備

- ▶ 除染や下流域への拡散防止対策など営農可能な施設復旧を、継続して関係機関へ強く要望
- ▶ 大柿ダムの水利によらない苅宿堰、掃部閑頭首工等の早期復旧
- ▶ 農協施設を中心とした地域での農業生産拠点の復興  
(ライスセンター、育苗施設・機械整備施設など)
- ▶ 農業復興拠点を整備し双葉郡北部での地域的役割  
(全袋検査場・モニタリング・人材育成・農業者支援)



農業者と

農業復興拠点について



### 3) 実証栽培・担い手の育成

- ▶ 水稻、園芸作物、果樹など従前作物の実証試験を栽培から販売まで、農業者の協力を得ながら町が主体的に実施
- ▶ 水利・放射能問題の懸念から麦や花き等の実証栽培も実施（施設園芸やICT※1を活用した農業の実証・調査研究を行い、具体的な農業経営プランを提案する取組みを推進し、担い手の育成・確保に積極的に取組む）
- ▶ 将来にわたって浪江の農業を継承していくために、「もうかる農業」の形を町内の認定農業者による座談会を開催し、浪江町の農業や担い手について議論を深める。



※1 ICT=情報通信技術 (Information & Communication Technology)

## 8. 行程表



## 9. 役割分担

	農地保全	農地の集約化	実証栽培	担い手の育成	農業用施設整備
浪江町	復興組合設立支援	復興組合との座談会	実証栽培実施	認定農業者との座談会	復興拠点の整備 生産拠点の整備
農協	資材の確保 農業者支援	復興組合との座談会	栽培実証支援 販売実証支援	認定農業者との座談会	復興拠点の整備 生産拠点の整備
共済組合					
土地改良区		基盤整備事業検討			復旧事業
農業委員会	農業者意見聴取	農地利用集積推進			
認定農業者協議会	保全管理	利用集積	作物実証試験	座談会 担い手発掘	意見、利用の確認
酪農組合	保全作業受託組合設立	大型機械の利用			
福島県	復興組合設立支援	加速化交付金事業	技術指導	担い手発掘・ 育成支援	復旧工事 復興拠点の支援
農林水産省	技術指導 財政支援		技術支援 財政支援	担い手と農地のマッチング	復旧工事 復興拠点の支援

2-1-78

## 浪江町農業再生プログラム実施状況報告 ～平成29年3月の帰還開始に向けて～

浪江町地域農業再生協議会

平成27年11月



### 1) 農地保全農地の集約化

#### 【農地保全】

11月24日時点で9復興組合が設立

3復興組合では除染完了後の保全管理を実施

#### 【集約化】

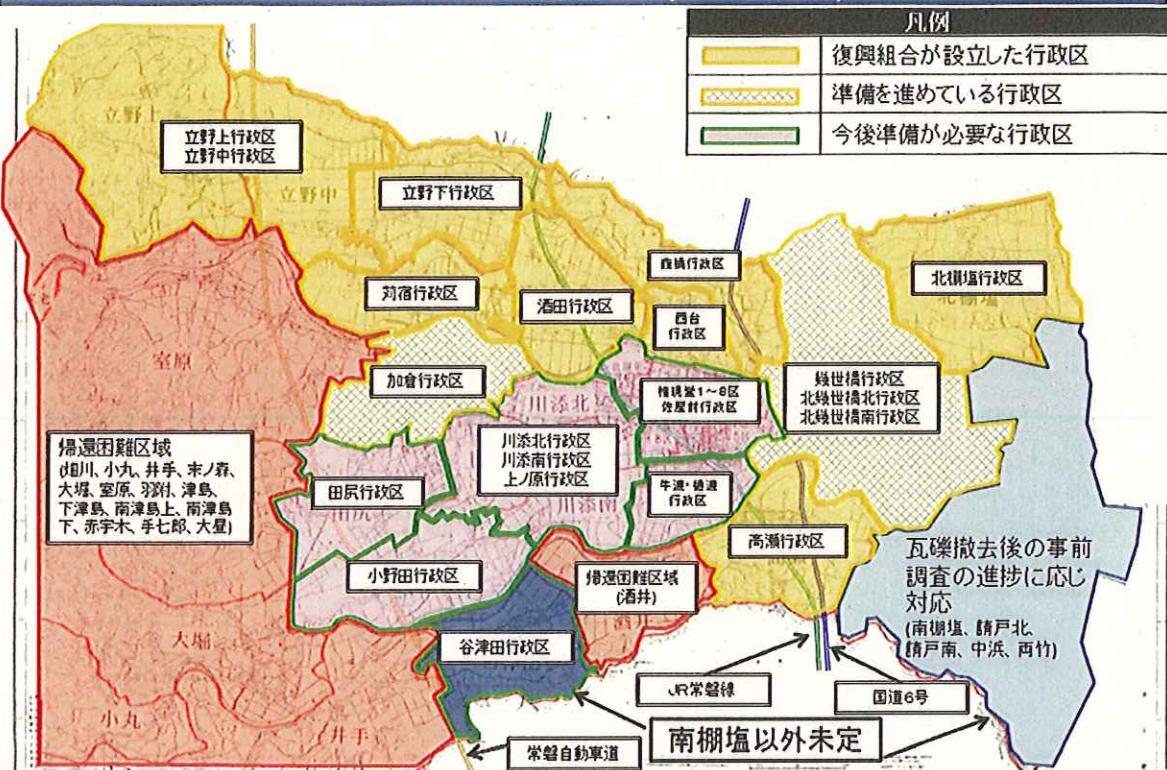
福島県相双農林事務所で帰還の意識の高い農業者への聞き取り調査を実施

農地の集積を進め基盤整備を求める意見



2-1-79

### 浪江町復興組合設立状況(H27.9.5時点)



## 復興組合の設立状況

復興組合名	設立年月日	保全面積 (ha)	対象地区
酒田農事復興組合	H26.2.22	80 (80)	酒田行政区
立野地区農地復興組合	H26.12.6	360 (120)	立野（上・中・下）行政区
高瀬農事復興組合	H27.1.10	60 (60)	高瀬行政区
北棚塩復興組合	H27.7.12	80	北棚塩行政区
藤橋復興組合	H27.8.29	55	藤橋行政区
西台復興組合	H27.8.30	26	西台行政区
苅宿復興組合	H27.9.19	80	苅宿行政区
幾世橋復興組合	H27.11.14	205	北幾世橋（北・南）行政区 幾世橋行政区
加倉農事復興組合	H27.11.22	60	加倉行政区

※ 保全面積の括弧内は実際に着手済みの面積

## 2) 農業用施設整備

### 【ダム・基幹水路復旧】

- ・大柿ダムの底質の除去等について関係省庁へ要望を実施
- ・浪江町内の頭首工・水路の復旧開始のため、平成27年度に計画変更  
〈頭首工〉：苅宿、掃部関。〈水路〉：立野、苅宿、掃部関、青根場、  
　　請戸右岸幹線、高瀬左岸幹線(羽山制水弁まで)、高瀬右岸幹線(寺沢制水弁まで)  
上記施設について、平成28年度～平成30年度に復旧工事、順次供用開始
- ・上記以外の頭首工、水路については、平成29年度に計画変更予定



### 【農協施設復旧】

- ・浪江町内で自動ラック式低温倉庫等の設置に向けたスキームを作成 平成30年の秋に倉庫稼働を予定
- ・農協合併後本店に復興推進課・ふたば地区本部に営農企画課を設置し対応



## 3) 実証栽培・担い手の育成

### 【実証栽培】

平成26年度に引き続き水稻・麦・景観作物・野菜・花卉について試験・実証を実施  
併せて、米・野菜については安全が確認されたため販売や一般配布を行い市場への影響の確認を実施

昨年度市場への風評が無いことが確認された花卉については産地化のためにPRの活動推進を実施

### 【担い手の育成】

浪江町花卉研究会が発足。花卉栽培を取り入れた農業経営プランの検討を行うほか、花卉産地としての町の将来ビジョンの作成を行う。

また学生等若い世代とのWGを通じて、新規就農しやすい環境づくりの意見を今後の町の施策へ反映させる。

## 平成27年度の取組（水稻）

酒田地区で2年目の作付を実施。今年度から一般販売を予定。

一般作付面積：コシヒカリ 12,158m<sup>2</sup>

作付農家数：2件



鉄コーティング直播栽培実証（酒田地区）

少人数で大規模な水稻をこなすための

省力化技術の実証を実施

事業主体：ふたば農業協同組合

品目：コシヒカリ 1,018m<sup>2</sup>

河川水を利用した水稻栽培試験（酒田地区）

大柿ダムから流れる河川水を利用した安全試験

事業主体：農研機構

品目：コシヒカリ 1,216m<sup>2</sup>

## 平成27年度の取組（土地利用型作物）①

麦の試験栽培（酒田地区）

昨年度より、水がなくても栽培可能な土地利用型作物

である麦について試験栽培を実施

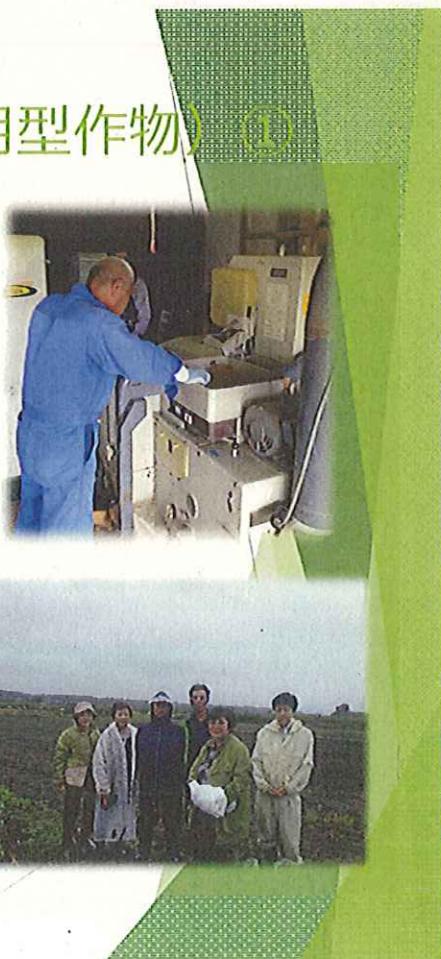
事業主体：酒田農事復興組合

品目：ゆきちから 4,548m<sup>2</sup>

収穫日：6月29日収穫

収穫量：1,080kg（反収321kg）

検査結果：食品衛生法が定める基準値以下



菜種の試験栽培（幾世橋地区）

震災前の津島地区の特産品である油の販売再開を目指し

安全確認のための試験栽培を開始

事業主体：企業組合津島

品目：キザキノナタネ 991m<sup>2</sup>

## 平成27年度の取組（土地利用型作物②）

飼料作物の試験栽培（高瀬地区）

畜産再開に向けて飼料作物の安全確認を実施

事業主体：福島県農業総合センター

品目：デントコーン（飼料作物） 1,982m<sup>3</sup>

オーチャードグラス（牧草） 1,982m<sup>3</sup>



## 平成27年度の取組（野菜）

○制限品目解除のための試験栽培（町内5行政区）

出荷、摂取、収穫が制限されている品目の安全確認のため試験栽培を実施

実施主体：福島県双葉農業普及所

実施箇所：北幾世橋・幾世橋・酒田・高瀬・立野

品目：結球性葉菜類・非結球性葉菜類・アブラナ科花蕾類・カブ

○非制限品目の安全確認のための栽培実証（北幾世橋地区）

H25年から継続で制限されていない品目について実証栽培を実施

H27年度からは風評対策のために一般への配布を実施

実施主体：浪江町営農再開を目指す会

品目：ジャガイモ・カボチャ・ネギ  
ニンジン・ダイコン・タマネギ



## 平成27年度の取組（花卉）

### ○ 浪江町花卉研究会を立ち上げ

認定農業者5名+NPO法人1件

- ・町の花卉振興に係る共通ビジョンの作成
- ・個別農家ごとの農業経営プランの作成と技術習得支援
- ・浪江産の花卉振興PRイベントの開催



### ○ 花卉実証栽培を実施

適応品種の検討のために昨年度から継続で

リンドウの試験栽培を実施

事業主体：福島県農業総合センター

品 目：リンドウ 10種 250m<sup>2</sup>

作業の効率化・高品質化のためにICTを活用した

トルコギキョウの栽培を実施

事業主体：浪江町花卉研究会

品 目：トルコギキョウ 136m<sup>2</sup>



## 浪江町農業再生プログラム実施状況報告 ～平成29年3月の帰還開始に向けて～

浪江町地域農業再生協議会

平成27年3月



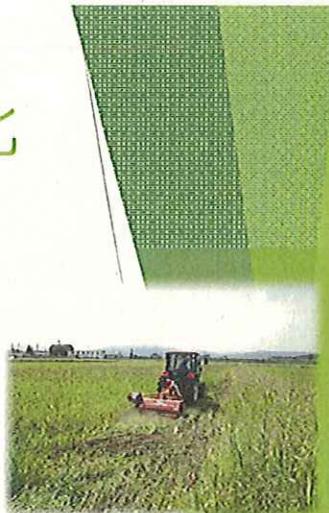
### 1) 農地保全・農地の集約化

#### 【農地保全】

平成26年度：酒田で復興組合による保全活動が開始

高瀬・立野でも復興組合が設立

平成27年度：今後除染の進行とともに保全の活動を拡大していく予定であるため、組合設立の支援を進める



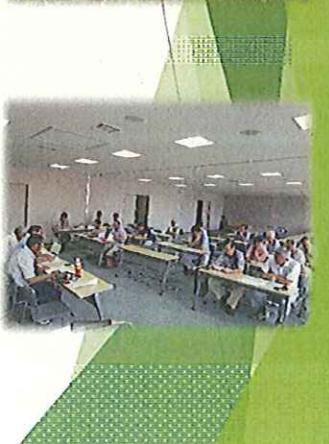
#### 【農地の集約化】

平成26年度：酒田地区では農家が36軒あったが、現在9軒の農家で地区の農地を保全している

震災前の経営面積 2.8ha/経営体

今年度の保全面積 6.8ha/経営体

平成27年度：地域の農地保全の実情を踏まえて将来的な農地の利活用と集約について復興組合と意見交換を行う



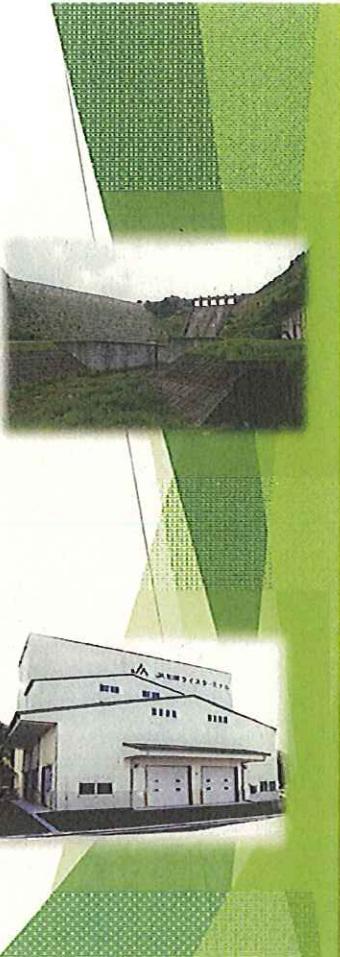
## 2) 農業用施設整備

### 【ダム・基幹水路復旧】

平成26年度：29年度に南相馬（小高）へ給水開始の目標を設定

ダム本体の復旧及び普及部分の除染を開始

平成27年度：南相馬（小高）方面への用水路の修復を開始



### 【農協施設復旧】

平成26年度：施設復旧整備計画方針を作成

浪江町内で自動ラック式低温倉庫の  
設置について検討

平成27年度：倉庫の設置場所等計画の具体化に

向けた検討を行う



## 3) 実証栽培・担い手の育成

### 【実証栽培】

平成26年度：水稻・麦・景観作物・野菜・花卉について

試験・実証を実施

平成27年度：取組の継続と拡大を目指す



### 【担い手の育成】

平成26年度：農業委員会、認定農業者、復興組合

浪江町農業農地を考える会等の  
農業者と意見交換を実施した

平成27年度：双葉農業普及所とJAふたばと町が連携し、

認定農業者等帰還後の中心となる農業者の  
掘り出しと意見の収集を行う

## 平成26年度の取組（水稻）

酒田地区で震災後初の作付を実施

コシヒカリ 7反 (3630kg)

天のつぶ 6反 (3180kg)



- 風評被害対策のためのイベントPR

経済産業省・環境省・東北農政局・東京大学等の食堂で試食会の開催等を実施



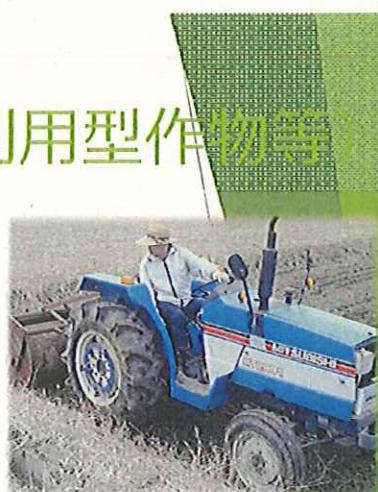
- 日本酒への加工

山形に避難中の鈴木酒造に委託し試験栽培でとれた米を使った「希」「望」を製造、常磐道開通イベントや実証栽培協力者に記念品として寄贈

## 平成26年度の取組（土地利用型作物）

- 小麦の試験栽培

避難指示解除後に農地保全から管理耕作へ移行していくために、水を活用しない麦について試験栽培を実施中

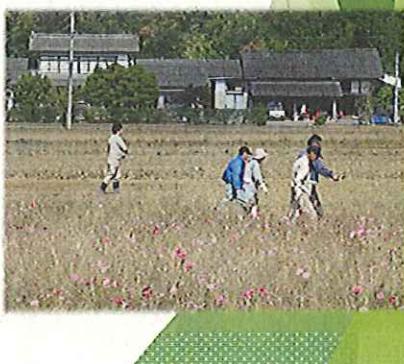


酒田 ゆきちから 2反4畝

※中華麺用の品種

- 景観作物の取組

除染後農地の地力回復と地域の景観形成のために、景観作物の取組みを実施



酒田 コスモス 5反

れんげ草 1町4反

菜種 1町7反

## 平成26年度の取組（野菜）

幾世橋地区で浪江町営農再開をめざす会が平成25年度から継続で野菜の試験栽培を実施。制限品目4種類、非制限品目8種類について安全確認の取組を行った

### ○ 町内での野菜の安全確認

#### 制限品目

結球性葉菜類（ハクサイ・キャベツ）・非結球性葉菜類（ホウレンソウ）アブラナ科花蕾類・カブ

#### 非制限品目

ジャガイモ・ネギ・ニンニク・カボチャ・キュウリ  
ナガイモ・ニンジン・ダイコン

栽培野菜は全て検出限界点以下  
ダイコン・ネギ・ニンジンについて  
県の公式モニタリングを実施



## 平成26年度の取組（花卉）

### 【幾世橋地区で花卉の実証栽培】

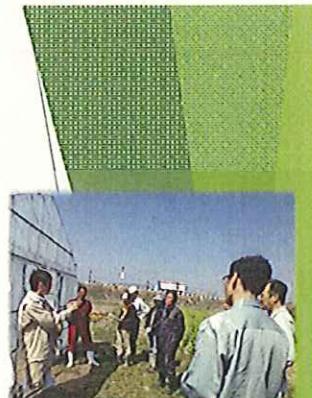
トルコギキョウと耐寒性花卉の通年栽培の実証

8月6日に東京大田市場で震災後初出荷

### ○ 記念品としての活用

成田市、小田原市等の支援自治体の首長が訪問の際に

トルコギキョウの花束を贈呈



### ○ 花卉配布イベントの実施

B1グランプリ併設の観光物産展にて避難農業者と花卉の配布イベントを実施



### ○ イベントでの活用

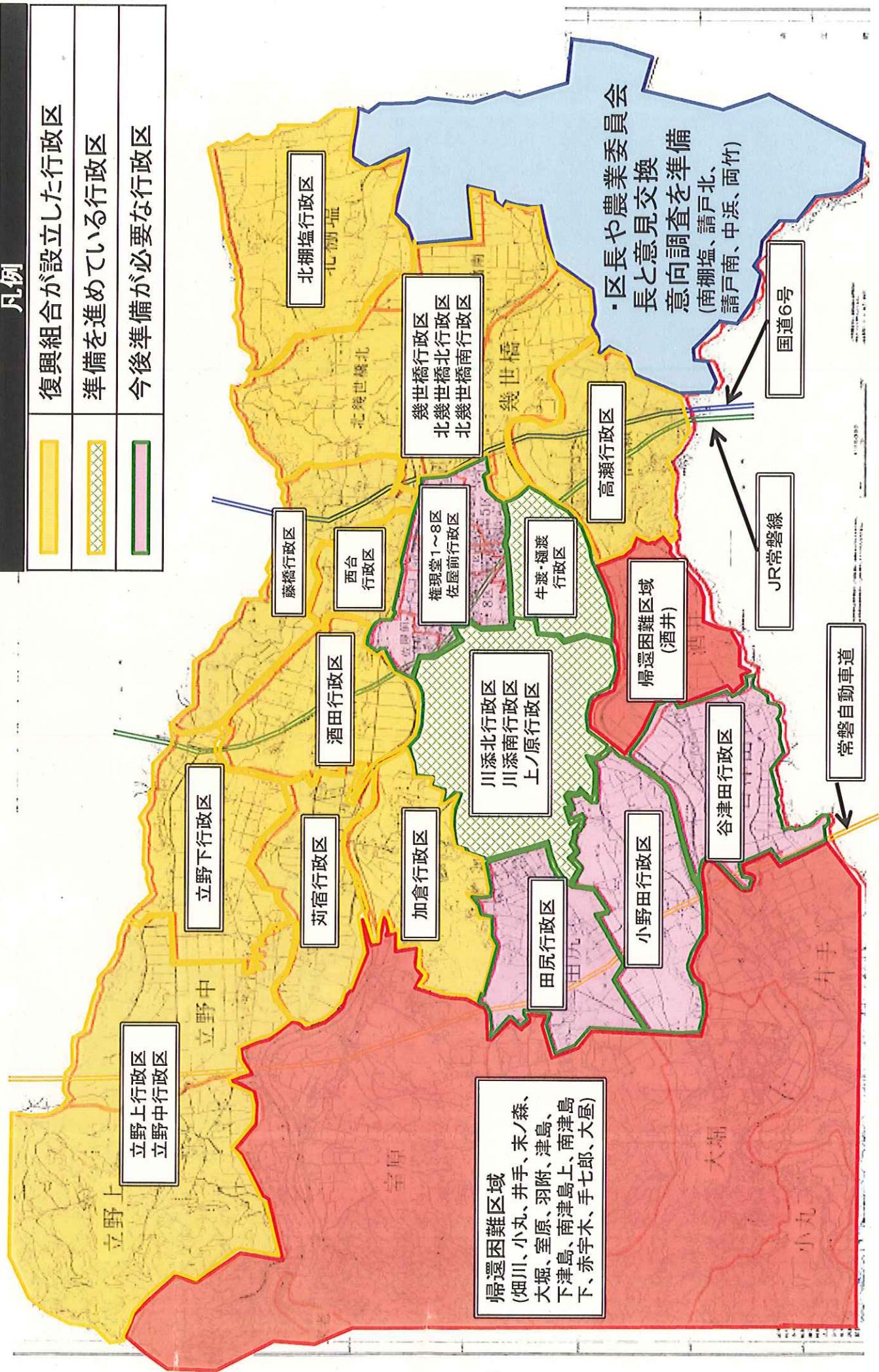
ローソンオープンイベントや常磐道開通イベント会場での飾り付けとして活用



# 浪江町復興組合設立状況(H27.12.4時点)

## 凡例

	復興組合が設立した行政区
	準備を進めている行政区
	今後準備が必要な行政区



2-1-89

## 浪江町の有害鳥獣対策の取組について

現在町ではイノシシと車の衝突事故や、イノシシによる農地や庭の掘り起こし、サルによる威嚇、アライグマやハクビシンによる住家の貯め糞等の被害等、町民の生命財産や将来の営農再開に著しい悪影響を与えています。住民の帰還と営農の再開のために、これら獣害被害に対して有害捕獲の実施や防除機材の貸出を行い対策に努めています。

### 1. 有害捕獲による個体数調整による対策

町では有害鳥獣捕獲隊を結成し、有害捕獲による鳥獣の個体数を調整することにより町民の住家被害防止および将来的な営農再開の環境整備を行っています。また、国と県でも避難指示区域内の鳥獣害の被害や生息調査、イノシシの有害捕獲を実施しています。

(頭)

年度	イノシシ	イノシシ	イノシシ	ニホンザル	アライグマ	タヌキ	ハクビシン
	(国)	(県)	(町)	(町)	(町)	(町)	(町)
H23	-	-	30	10	0	0	0
H24	-	-	96	24	0	1	1
H25	16	-	123	12	1	6	0
H26	71	21	235	11	11	28	3
H27	16	21	170	3	13	3	5
合計	103	42	654	60	25	38	9

※H27 は 11 月末時点での捕獲頭数

### ○ 町内で実施されている有害捕獲の事業

事業実施主体	事業名	活動範囲
環境省	旧警戒区域内における野生鳥獣の生息状況等に関する調査・捕獲業務	帰還困難区域・居住制限区域
福島県	避難指示区域内におけるイノシシ等有害鳥獣捕獲対策業務	解除準備区域内の農地
浪江町	有害鳥獣捕獲実施報償金交付事業	町内全域

## 2. 獣害対策機材の貸出による獣被害対策

営農再開し作付を行う農家や再開のために実証を行う農家に対して電気牧柵の貸出を行っています。また、アライグマやハクビシン、タヌキ等による住家被害防止のために小型獣用の捕獲檻の貸出を行う予定です。

### ① 福島県営農再開支援事業（鳥獣被害緊急対策）

申請窓口 : 町  
対象鳥獣 : イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ハクビシン・タヌキ等  
貸出対象 : 行政区を基本とした3件以上の農業者の組織又は農業者  
支援内容 : 電気牧柵を無償貸与  
開始年度 : H25年度～ (H27年度現在活用ほ場5ほ場)

### ② 浪江町有害獣捕獲檻貸出事業

申請窓口 : 町  
対象鳥獣 : アライグマ・ハクビシン・タヌキ等  
貸出対象 : 町内に家屋を所有する者  
支援内容 : 小型獣用の捕獲檻を無償貸与  
開始年度 : H27年度～ (貸出予定数10台)

## 3. 新規狩猟者確保対策

全国的に狩猟者が減少、高齢化し新たな狩猟者の確保が課題となっています。福島県では、25年度から新規に第一種銃猟免許を取得された猟友会員の方に対して、銃砲所持許可取得に係る経費の一部を支援しています。また、30歳未満の若手会員の方に対して、1年目の必要経費の補助を行っています。

### ①第一種銃猟免許新規取得者支援事業

申請窓口 : 猟友会各支部  
助成額 : 1人あたり30,000円

### ②若手狩猟者確保事業

申請窓口 : 猟友会各支部  
助成額 : 1人あたり40,000円まで